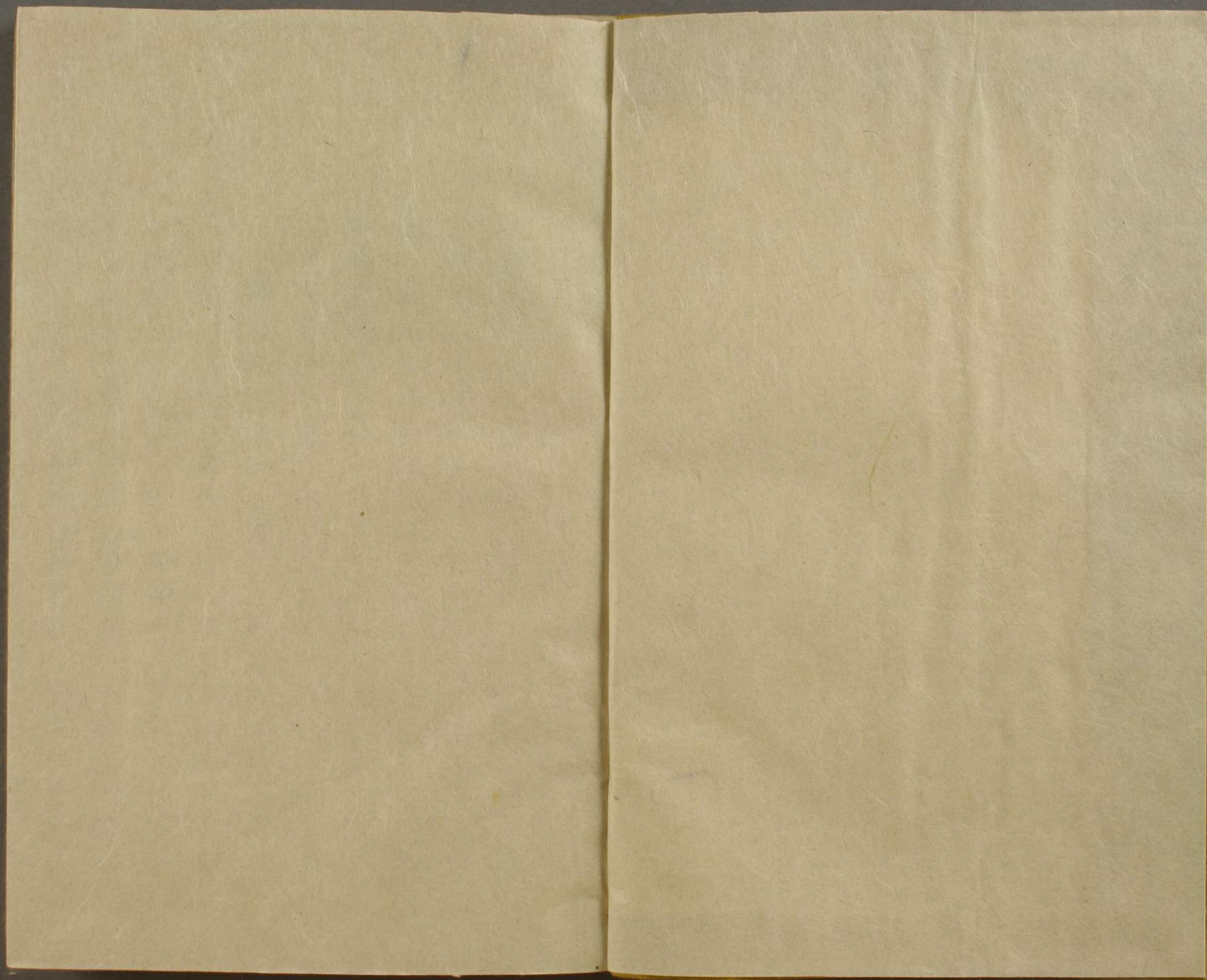


洋学文庫  
文庫8  
A 357  
4





京都所司代板倉勝重齡既子傾き一可頻職  
 を辞せし將軍秀忠今暫しかくて候一いま  
 汝に代りて此職をさしむべき人ありて免され  
 ず勝重猶請ふ所と已まず將軍よりを汝に代  
 べき人を選びてめし未だその人を知らぬ  
 いふ勝重都に候ひて多くの御家人の事いかに  
 知り候ふべきこれ候との人の中よりあるその  
 人無かるべき善く人々の御尋ねあるべきこと  
 候ふさりあかしく候も勝重をいぬ申せし侍ら  
 ぬハ子にて候ふ周防守重宗ハ密夫の首切る

者もハ候ハを若し彼を以て父を阙し補せらる  
べく也候ふと申しけしハ將軍大に悦び重宗を  
召して京職を補せられ勝重御ちりしを蒙り重  
宗辞し申しけしとも子を知らハ父もあかきと  
いふ事あり汝も父の在りぬをあれを辞す  
所ありしとありけしを力及び重宗父に向ひ  
重宗いめて此職を堪へ候ふべき情けちりも御  
推挙をあらうり候ふものありと怨みかたし勝  
重打笑ておちとバ世話を知りたまぬぬを爆  
火を子に拂ふといふふとハ此父も事あり候ふ

そと答へ多りとそ 藩翰譜

天正三年五月甲斐の武田四郎勝頼三州長篠の  
軍に散々敗られて討多し者数を知らず土  
屋右工門尉昌次討死し舎弟総藏昌恒二十歳  
只一騎主君勝頼の供して取て返して追來る敵  
を追拂て落行く初鹿野傳右工門尉馳加り主  
従僅に三騎を本國にそ入りける勝頼彼等  
兄弟を振舞を感じて昌恒を侍大将にあらかく  
て天正十年織田勢を攻破られて武田の家亡  
ぶ時と當て一族郎従悉く心変りして後射る

ほゞ勝頼行くべき方無くして田野奥天目山  
といふ處に落行く敵ありかゝる起て今ハ逃  
るべきやうも無かりしに勝頼川の辺に敷皮  
をかせて敵を待つ跡部大炊介尾張守此所を落  
合つと馳せぬつて逃けんし昌恒きつと見  
てやあいかゝ跡部御最期を見捨てまゐらせ  
いづくまでハ逃けのびん不覺さふといふまゝ  
大の中差抜出しうびいて放つ跡部まうた  
多中をぐつと射抜かれて馬より落ちて死して  
けり其後昌恒ハ勝頼を向ひ御敵既に近付きぬ

昌恒防矢仕ら<sup>ん</sup>御心静に御自害あるべしと申  
しもあるす矢たをねときて押しみ多し近付く  
か多きを差しつめ引きつめ散々射す無碍に  
矢頃ハ近かりけり一筋も仇矢あり生死ハ知ら  
ず矢庭に射倒さふ者多かりけりその隙に昌  
恒ハ舍兄金丸助六郎昌義小原丹後下総兄弟女  
房達の介借し腹搔切て卧す勝頼自ら太刀を抜  
きあしりを拂ひ切てまをる嫡子信勝亦れも同  
おくつべき多かり昌恒矢種射尽して打物の鞘を  
をづち切て出て<sup>ん</sup>とて敵六人を槍貫

かれ忽と地に倒る勝頼不便も也見とめけ<sup>心</sup>左  
の手ありて槍一々にかあぐりて六人を三人切  
て我身又か多き三人を槍をつらぬられ父子同  
く討ち殺れけりあをれ故大膳入道信玄ハ士を  
養ひ武を講せしと二十餘年人を殺し地を闢  
きしも五六州をれハ自ら天下定むる足らず  
と思ひし身死し骨未冷ありさるる國破き家  
滅ふるに至てハさるる年頃恩もほかり功を  
もたのみ一家子郎黨も強き者ハ君父を背きて  
後矢を射弱き多くハ妻子携へて逃げかくれ

此日天正十年三月十一日勝頼と共に死す多り  
之侍雑人僧童都合僅々四十四人中も一方の  
大将侍のつゝあさあといをれし者日頃の契を違  
へぬハ総藏昌恒只一人舎兄昌義舎弟秋田源藏  
景氏兄弟三人同く死せし無慙あり<sup>藩翰譜</sup>  
天正十二年尾州長湫の戦に池田信輝入道勝入  
嫡子他伊守之助軍破きて共に討死す二男三左  
工門尉輝政の兵散々うちあされ父も討ち  
と聞き一所より討死すべけきとて取て返す  
輝政の家人伴大膳其頃いま<sup>た</sup>既の舎人ありけ

る所只一人追付きて馬の口を咬り引返して  
一鞭あり輝政怒てあつたれ不覺の奴をちとい  
ふまゝと鐙の鼻をて首砕けりてさそ蹴りけ  
き蹴られてちつてもひるまも也あ若殿さそ不  
覺をれりて片手、書をあつて執て片手ハ鞭  
を當て、馳す馬ハさそつて逸物あり鞭ハ頻々  
當てられぬ飛ぶ如く、馳行けを輝政腹を咬  
るる如くつ、けさまゝ蹴りほと、かゝる悪く  
蹴り、きて流る、血を遍身紅く染むれども猶  
放ちやらざれを力及をて、引退く池田の家

嗣絶えぬハひとへに伴ふ功ありけ、藩翰譜

文禄中関白秀次失をれ、時細川越中守忠興も  
必罪蒙り、らん事ありき初め秀次当時の大名  
の財尽き用足らざる、竊に黄金を貸す事あり  
且ハ人の心をとり、心、為且ハ財を利せ、心、可為  
ありけり、さる、忠興も黄金二百枚、借る秀次  
の事あり、後彼の家の出納の人、催促して、い  
そぎ彼の黄金償ひ多まひ、券契破りて棄て  
侍、さあから、心、ハ彼の券契を太閤家の  
奉行、まゝ、せ、解由請ひ申さるべき、候ふ

と言ひし忠興が力いかさても叶ふべし此  
事太閤の洩き聞えを彼の縁生とあされて罪蒙  
ら<sup>ん</sup>た<sup>り</sup>立所ありとやせま<sup>り</sup>かく也あ<sup>ら</sup>ま  
しと案<sup>じ</sup>煩<sup>し</sup>家のおとあ<sup>ら</sup>ま<sup>り</sup>ける松井佐渡守  
申<sup>す</sup>ハ某年頃徳川殿の御内ある本多佐渡守正  
信と親<sup>し</sup>相語らひて候ふ彼もよつきて徳川  
殿を多のみまおらせをやと存<sup>す</sup>徳川殿ハさ<sup>ら</sup>  
頼<sup>も</sup>しき人よてあ<sup>ら</sup>ま<sup>り</sup>當時の大名ありい<sup>か</sup>て  
是程の事よて人の家亡び<sup>し</sup>と<sup>も</sup>を助け多<sup>し</sup>  
をぬ事也候ふべきと申す忠興聞て我日頃内府

は親<sup>も</sup>もあ<sup>ら</sup>ま<sup>り</sup>事頼むべき便<sup>り</sup>され  
て汝<sup>も</sup>正信と親<sup>し</sup>から<sup>ん</sup>上<sup>の</sup>試み<sup>は</sup>汝<sup>も</sup>心の  
やう<sup>に</sup>はあ<sup>ら</sup>ま<sup>り</sup>といふ松井本多よつき  
てかくと申す徳川内府此申を聞き左右の人々  
を退<sup>け</sup>て松井を近<sup>く</sup>呼び事の由を重て問<sup>ひ</sup>れ  
正信して傍<sup>ら</sup>唐櫃を二つ用<sup>か</sup>た<sup>り</sup>唐櫃一  
つは黄金百枚づゝ入<sup>り</sup>多<sup>し</sup>その黄金の箱と題  
せ<sup>し</sup>年月を見よと言<sup>ひ</sup>正信<sup>は</sup>れを考<sup>へ</sup>る<sup>も</sup>  
二十一年の前未<sup>だ</sup>三河国<sup>の</sup>御座あり<sup>し</sup>時<sup>に</sup>候  
ふと申す内府松井<sup>は</sup>向<sup>を</sup>れ<sup>ん</sup>金銀<sup>は</sup>必ず出



納の司ある事にて若し人知る用ひ<sup>心</sup>と成る  
に我心は任せがごとくされば此黄金を貯ふる大  
と<sup>か</sup>事<sup>を</sup>待<sup>つ</sup>ち<sup>と</sup>年<sup>既</sup>久<sup>かり</sup>を<sup>今</sup>忠  
興朝臣の爲に我が年頃の本意を達せしむるは嬉  
しけれとて自ら志れを松井にたぶ松井大に悦  
ひかゝる有り難き事と候をね既<sup>に</sup>絶<sup>え</sup>と  
せし家かく再び續きて候ふ事偏<sup>に</sup>君の御情け  
深き<sup>に</sup>因<sup>ま</sup>り<sup>所</sup>あり細川が家の候<sup>に</sup>限<sup>り</sup>は  
いかに此御恩の程忘<sup>る</sup>侍<sup>ふ</sup>べき速<sup>に</sup>本<sup>国</sup>に申  
下<sup>し</sup>黄金召上せし悉く償ひまゐらすべきにて

候ふと申しけき内府いやく此事世に洩<sup>れ</sup>  
あ<sup>ら</sup>ば深き当家の禍<sup>に</sup>おそ<sup>い</sup>を<sup>あ</sup>ん<sup>な</sup>れ<sup>を</sup>是<sup>故</sup>  
に<sup>お</sup>そ<sup>い</sup>か<sup>く</sup>人<sup>知</sup>る<sup>用</sup>ひ<sup>に</sup>べき料<sup>の</sup>もの<sup>取</sup>出<sup>し</sup>  
て<sup>ま</sup>ゐ<sup>り</sup>た<sup>れ</sup>は<sup>お</sup>償<sup>り</sup>ん<sup>と</sup>思<sup>ふ</sup>お<sup>と</sup>あ<sup>め</sup>く  
然<sup>る</sup>に<sup>お</sup>お<sup>し</sup>言<sup>ひ</sup>る松井殊更<sup>に</sup>悦<sup>び</sup>急<sup>ぎ</sup>罷  
歸<sup>て</sup>此<sup>由</sup>忠<sup>興</sup>を<sup>申</sup>さ<sup>る</sup>候<sup>ふ</sup>に<sup>て</sup>前<sup>を</sup>立  
て<sup>出</sup>で<sup>し</sup>け<sup>り</sup>遠<sup>く</sup>程<sup>歴</sup>て<sup>後</sup>忠<sup>興</sup>の<sup>事</sup>と<sup>あ</sup>く  
内府不許<sup>に</sup>ま<sup>ゐ</sup>り<sup>對</sup>面<sup>の</sup>席<sup>に</sup>正<sup>信</sup>を<sup>呼</sup>出<sup>し</sup>内  
府<sup>に</sup>向<sup>ひ</sup>て<sup>言</sup>ひ<sup>け</sup>る<sup>に</sup>去<sup>り</sup>し頃<sup>忠</sup>興<sup>が</sup>家<sup>人</sup>に  
仰<sup>下</sup>され<sup>し</sup>事<sup>謹</sup>み<sup>て</sup>承<sup>り</sup>ぬ<sup>何</sup>事<sup>の</sup>お<sup>は</sup>り<sup>ま</sup>は

へきよハあるまじけきと若し御家ニ事あるべ  
時ハ必ず君ヲ為シ忠興ニ国を棄て、此度の  
御あさけニ答へまぬらんへきよて候ふて帰  
りぬその後忠興不常ニ心を盡して徳川家ニ事  
へしも全く此時の恩ニ感せしニ因きりしあり  
藩翰譜

京都所司代板倉周防守重宗毎日決断所は出づ  
るニ明障子を引立て、其内ニ坐して許を聴け  
り或人其仔細を問ひしニ答へて曰く凡人の顔  
貌を打見ると憎氣あるも哀きらしきもありま

おもしき何りか多ききあり其科多くてい  
くらといふ教を知らぬ見所のままとも思  
ふ人の言ふ事ハまこと聞かれか多きとも見  
る人の為死事ハ何りても皆偽り見ゆ哀きらし  
き人の許ハ枉げられ多し所あるも思われ憎  
氣ある人の争ふハ僻ありと覺ゆ是等のたぐ  
ひハ我を目と見る所ハ心の移されて彼と言葉  
を出さぬ内ニは也我心の内ニよきまありん  
正しかりん善かりん直かりんと思ひ定むる程  
ニ許の言葉を聴くニ至りてハ我を思ふ方ニそ

の事聞きたるは多し誹の成るゝ及びてハ哀  
思らしきハ憎むべきあり憎氣あるハ哀きある  
ありまふとしきハ偽りてかまふ事直き事  
此類ハ殊ニ多し人の心の知りおしきハ貌を  
以て定めん<sup>む</sup>と叶ふべからず右の誹を聴くハ  
<sup>ハ</sup>色を以て聴く事ありそれハ掩る事<sup>ハ</sup>所無き  
人の事あるハ重宗<sup>ハ</sup>如きハ見<sup>ハ</sup>所<sup>ハ</sup>つきて  
心おほき<sup>ハ</sup>多し又さ<sup>ハ</sup>ぬだ<sup>ハ</sup>誹の場<sup>ハ</sup>  
臨んでハおそる<sup>ハ</sup>べき<sup>ハ</sup>ま<sup>ハ</sup>て生教をつ  
みさ<sup>ハ</sup>人を見てハまはやくいふせ<sup>ハ</sup>ておの

つら言ふ一き事をと元<sup>ハ</sup>罪<sup>ハ</sup>科<sup>ハ</sup>  
あふ人あふ<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>を所詮互<sup>ハ</sup>面を見<sup>ハ</sup>せ<sup>ハ</sup>  
見られるせぬ<sup>ハ</sup>ハ志<sup>ハ</sup>か<sup>ハ</sup>思<sup>ハ</sup>てかく<sup>ハ</sup>座を  
一たつる<sup>ハ</sup>候<sup>ハ</sup>と答<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>物陰<sup>ハ</sup>居  
て誹を聴<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>奇異<sup>ハ</sup>て法<sup>ハ</sup>と為<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>  
ハいへ<sup>ハ</sup>もその誹<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>心<sup>ハ</sup>を盡<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>  
を以て法官の警<sup>ハ</sup>と<sup>ハ</sup>べ<sup>ハ</sup> 潘翰譜  
寛永十九年三月始めて勘定頭三人を置かれ  
時伊丹播磨守康勝其第一<sup>ハ</sup>選<sup>ハ</sup>れ<sup>ハ</sup>此人農を  
つとめ商を通<sup>ハ</sup>民<sup>ハ</sup>共<sup>ハ</sup>利<sup>ハ</sup>を同<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>ける名

譽天下の人語り傳ふる事実多し例一を當時  
商人の抽分の科としていせ運上金と黄金をおほ  
やけ奉りて甲斐の国の公領より出づる小紙  
をいせはあがけ一人して買ひてあきあふ者  
あり然るゝ又富める商人ありて職をつけ今  
までの奉りしより黄金一千兩を増して奉るゝ  
一某小紙買ふふを許したまへと望み請ふ  
人々此事然るべき事あり許をべしといふ康勝  
まつ待ちたまへと言ひて聴かず其の望請ふ商  
人の執政の人々も皆知られある者あれを内

々執政も此由を申して望請ふふと已ます三  
年の後執政の人々康勝に向て甲斐の御領より  
出づる紙の事望請ふ者あり同職の人々許をべ  
しとあれを和殿ひとりお用ひぬといふあふ  
天下の富より見る時千兩のおかねあふと  
少しといふもあきを以て国用を足れと  
豈に資無しとせんやいかで許したまをぬ  
と問ひけるに康勝あきを聞て今より後偷盗の  
起り候をぬ政多し候をいかに許しな  
んと言ふ人々心得すいがある事をい言へを本

朝のもろあしより殊に多くれる物紙の品  
り中にも小紙といふものハ高きより賤しき  
至るまで一日も無くて叶をぬ物としてその價の  
いやしけりハ世のたれけともちれ望請ふ  
者も今までの商人も奉りしより千兩の金を増  
して奉らんといふハ六の千兩の金いづくより  
あつてき此紙をあきあふは價を増して其利  
を得て奉らんとの事をして候ふ彼をまづ價を増  
してあきあふ又それを買ひあしてあきあふ人  
いくらあふらんハ六も同トく利を得てあき

あきんとせんコハあしよ加をりかハ六増し  
て後ハ價甚多貴くありあん凡一帖の紙價一  
二錢を増しとらんハ資ある人の憂もある  
ハ足らず貧賤の人一日も得る所の利まふと  
少し僅に一錢二錢をかきねし妻子を養ふか  
あさましき者としても今日までハ小みやうのも  
のを常々用ひ来り價忽ち増したるをよて更  
に何物を以てあふれは代ふべき然らざるれら  
もまよ已むくあきあふ物何ともあれ其價  
を増して其得る所の利を取て小紙をも買取り

候ふより外の事あらば凡一物の價増たるときは  
万物の價も同トく貴くある事と皆此の如く物  
事の價貴くあるに至て求めんとして得ざる時ハ  
或ハ飢乏或ハ凍や飢うと凍やその極まりは  
必ず死す死をれど守る所を失たぬハ士より上  
つゝこの事より下つゝ劣の者ハ飢乏ても死  
す凍えても死す益しても死す死ハ共ニ一定は  
り同トく死する命ありともいかなるも一日  
も世はあふまほしく思ふハいかにさふあふひ  
ありさて其を盗ハ起る事ハ其を侍き是ハた

農と商との事のやうに候へとも士の召仕ふ家  
婢僕従等も物の價貴くして求めて得ぬ事を  
盗む事と同トく偷盗の世は行をれん時と至  
りてハいかある政を以て其れを止めたまふ  
也これらの盗を皆貧といひきより起る事  
りて候ふ事それより今ま多かく民を由りて  
利を争せその利上ニ歸するやうにたまふ  
人ハ天下その風はあひき随てよき人々共ニ  
利を争ひ各その欲する所を得んと思ふ事  
らハ盗みせぬ盗人よりその禍盗みたるよりま

さきり當代既、天下の富をたも勿せたまへを  
世の宝悉く御宝あふさるゝあり且ハ上の費を  
たも省かせたまへ一年の内も積む所幾千万  
兩の事よて侯ふへそれ僅に千兩の金を増  
さんとして民を若しめ世の風をみ多りたまへ  
心ハ身の志、むふをそきて飢を救ふ腹の満  
つる時即ち身の終る譬も同トかるへ大畧天  
下の物價貴くありむくハ国郡も抽分の多くあ  
る可致を所あり某既、年老よりやがて死し候  
ふべし相構へて 此後もかゝる事申せ者

ありとも人々よく心得させたまへと言ひけり  
を人々深く感ずぬとあり 藩翰譜

東照公薨して後將軍秀忠公其遺金をたか多る  
る時尾張の義直卿紀伊の頼宣卿ハ各三十万  
兩水戸の頼房卿ハ十萬兩をたかち自からハ  
天下を譲り受けたまへ外ハ何をた求めんもて  
一品も身につけられずその廉潔の意けかり知  
るべし又彼の遺金の餘りあは三十萬兩ありし  
を是も自らの費用とハせし駿府の庫に納めて  
ありしは後ハ公の次子忠長卿駿河に封せらる

るに及ひて駿河殿預かりたまふも然るに  
以て久能山に納められ多りとあり 寛永聞谷  
將軍秀忠兄弟数多ありける内は薩摩守忠吉ハ  
同腹にて殊更親み深かりき慶長十二年忠吉病  
まかり日教歴し思の外は平愈して登城せ  
しかを將軍の喜大方ありをさまくもてま  
志ありしは歸りし後又我ハ危篤に迫りし由聞  
えけしを將軍大に驚き親しく其旅館へ行きて  
懇に訪ひ其後も使を以て訪ふと絶えを病聊  
怠れを顔色快く膳をもたぬ又おもると聞け

を飲食も常の如くありを伏沈み歎きし日頃  
ありて終はかありし可ハ將軍の歎き大  
方ありを暫し可程ハ聞えくれまふ心地にて  
その状見聞せし者ども実ハ友愛の情厚き事古  
今例し希ありと感涙袖を濡さぬハ無かりしと  
を武徳偏年集成

慶長十五年三月將軍秀忠駿府より江戸へ還  
る時発死するに臨みて東照公言をいけるハ義  
直頼宣の両朝臣猶いとけちけしを殊に哀しむ  
るものと思ふあり吾も無からん後と彼等を生



立の程懇々教訓したまへと託せらるる將軍か  
 しまりて頻々涙を袖をうるをほされ道元から興  
 の中よても眼を拭きを見し者をもその至  
 性の程を感じけりともそ創業記  
 又平生氣色しよをしき時にも大名旗下の者等  
 が病死せし由聞かされば俄々顔の状変をり暫  
 不問を物も言はき人よふりてハ涙を落され  
 そのまゝ奥に入られし事もありかく人々を手  
 足の如く思われし故に下ふ下ふ至るまで其仁  
 心よあつめぬハ無かりきとあり 名将名言記

細川越中守忠興將軍秀忠よまみえし時將軍忠  
 興よ人の如何あるを不善き人といふべきと問  
 する忠興明石の浦の蛸売の如きをたそふき人  
 とハ申成べけしと答ふ將軍其言を感せられ後  
 よ其席を侍りし老臣よ向ひ先きを忠興可言ひ  
 し事を汝等ハ何と心得しと言われけるとい  
 つれも何ともできお多しと申す將軍明石ハ世  
 二聞え多る波風荒き所ありその浦よ生ふる蛸  
 売ハ波よままれて成べくあるより人もま多  
 此の如くさまく辛き目よ逢て人よまれ多

削

る可好きそと言いれしとを 葛藤別紙

慶長六年春徳川家康京都に所司代をおき板倉  
勝重を選びておれし任す此時は去年関原合  
戦の後徳川氏の天下草創の初りて士も民も威  
このみ服していま徳とあつたまして豊臣  
氏ハ京近き程に居りて都鄙の内をた昔を志  
のぶ者猶少かすす人の心も定まらず上ハ一人  
より三公九卿諸衙百司の事を執り下ハ神職寺  
務農工商賈の事に至るまで悉く皆此職をた  
つふさなる是ハいふをかりある要樞の職あり

と事いよつとて潦滞あり物いよつとて疾  
阙あり天下皆勝重の能を称せたりいふたとな  
此人の功績世に傳ふるた極めて多し悉く  
擧ぐる暇ありた當時の智ある人ハ勝重の事  
を問ひし此人の誣をたるとし誣に負けし  
もの巴非あるを悔みて職を恨みたと答へぬ  
といふ此一言より其才と徳とを知るべし  
藩翰譜

將軍秀忠切支丹宗の搜索嚴重にして揖斐半右  
衛門政軌は西国に行きて其法を試みりと命す

政軌彼の地あると七年に其法を心得  
し者之就きて悉く聞き取り帰来て其杖を言上  
せし將軍三日の間晝夜絶間なくこれを聴か  
る餘りの御事あり少し休息せさせしと申  
た者ありし將軍彼を我命よりて七年の間  
遠国に辛苦せしをよき候とて聞きしを  
きよとていさ、かも倦み怠る杖無かりきとぞ  
君かくありておそ臣下の忠勤を励むあれ明良  
台徳公弱年の頃より容儀端正して病ある折  
といへども怠慢の様あり或時御吐の衆語らひ

て山口修理亮重政田村安拙長有等を以て古よ  
り賢主名将といへども内外張弛ノ別ありてか  
かる御違例の御時ハ暫く機務を停められ大  
奥にまゝして御心のせか御保養あたまほ  
しき申し、おほふそ人の上多る者下々の  
疾苦を察せず已ぶ遊興のみ耽るハあるまじ  
き事ありまして天下の主多る者ハ已ぶ命の長  
か心を欲して下民を苦しめ一身の佚樂を大  
ひねふハ禽獸に劣きりといふべしと言を  
ければいつきも覺えず感涙袖をそそぎけり

あり 三河の物語

台徳公年五十二満ち一頃藤堂高虎事の<sup>序</sup>席は尊  
齡既に知命を及せたまへを今よりハ何事も  
たふし御ゆるみあつて御心のまよ御遊あど  
おはしましあをいかよと申しよ汝等お如き  
ハ年老て後何事をなすとも妨げあるましけし  
と我ハかおくも則庵の官は在て天下の具膽  
をる所を死ぬるまで慎みても尚足らすと  
言われけしを高虎も謹慎の老ても怠<sup>ら</sup>たまを  
ぬを感じけしとあり 武家閑談

台徳公鷹狩に出<sup>づ</sup>てらる時おねて朝六つ時と  
觸ありて膳の半は既は六つ時を打てを箸を捨  
て直に出<sup>づ</sup>てらるかく嚴格あれば膳の半少一刻  
限の遲き時ハ見計らひて時計を鳴らさせたりて  
扣へしとあり井伊直孝此由を聞きて大は近臣  
等を咎め御事たちハ未多臣多道を知らざる  
ふ上正道をもて萬事をおきてこまふ臣多  
者誠心もて事へたてまつらねを叶えぬ事あり  
ざるを君を偽りてふ事と思ふハ僻事ありか  
る事の起てそ上下壅蔽して上の正道下は及

を虎下の誠意上よとほら成小人此隙に乗じて  
姦邪を行ひ下民怨むるに至る此後ハきつと慎  
まれよといふく戒め多りとぞ 雨夜燈

怠徳公嘗て言れしは側近き者ハ役儀を命ト  
て後其者愚しき事為出さ主の過あり外様の  
者よかゝる事あるを是れ其頭支配の越度とす  
されと後世とありあバ其曲拵を知る者無けど  
を共ニ主の過と思ひ成るべしよく常々心を付  
けて善悪を擇ぶべし又愚しけきをとて一切其  
人を棄つ魚あらは去年愚々かりしとて今年

善き事あるを其善きを取りて先の愚しきを棄  
つべしとこかゝる先非を悔て善し進むやう引  
立つべしと言れしとありか、れを公の代は  
ハ昨日また愚しと思ひても今日善事あるを  
サハ褒賞を行れし事も度々ありしとぞの三河  
語

新ル

台徳公曰く人ハいかも已に身を卑下して何  
事も人は及を成と心得て慎むべきあり例へを  
愚人蛤貝一片を得て其對を求むるは求め得さ  
れを腹立ちて元の貝をも棄つるあり元の貝の

ふからぬ<sup>子</sup>あふされと吾心かゝる事  
るもあり人々見ふ不善を忘る朋友は向ひて善  
を求むるハ同上事ありと 武功雜記

台徳公狩せられし時鷹を雁を合せせ多ふ  
べしといふ鳥銃を直に打止められぬ還り  
て後物語ありしハ我も鷹つゝ小事ハ思ふや  
うは無けしとも鳥銃ハ在<sup>六</sup>し手付くやう  
思へを銃を打止めしあり在<sup>六</sup>て諸藝とも  
此の如くして其身をかたぬ業を人の見ざる  
と憚らすをさがましくあるハ其人柄まて何と

あくるつけて見ゆるものありと言をれしと  
武家閑談

加州金沢の城焼けし時台徳公内書遣して問を  
せられ<sup>六</sup>と言をれしを老臣等少し延べられて  
賜物も、のへて一度遣をさすべきと申し  
、よがる時ハ一刻も早く安否を問ひあふ  
し延引してハあかすを急<sup>六</sup>に答がしめて遣  
をされしとあり 武家閑談

台徳公言へらく総して人の福德ハ生れ付てあ  
るものあり例へを我不意にかたひ加恩與へ<sup>六</sup>

利

と思ひても故なくしてハ下しあぬ事もあり又  
意ふかあるに如恩ハさしあり何そ過ちあるを  
咎めをも言付けんと心構へしとも已む事とな  
く加恩下さねをありぬやう打込んて来るも  
のあり伊次隼人あやハ意ふかあるぬ者あるに  
加恩與へねをありぬ事為出た故に心ありねと  
も度々下せり八木勘十郎ハ氣ふかある一をさき  
折もて加恩せんんと思へどもあやまくは仕様損を  
する事ありて叱り蒙るゝ又ハ病に逢て其時を失  
ふと度々ありと言をれしとあり 寛元聞暦

台徳公曰く世の諺に浮世ハ夢の如し一寸先ハ  
闇をれをたゞ一時も樂まんは是樂みをれとい  
ふハ僻事あり夢の内ハわづらをれハ慎むべし  
又ハらをれハ慎むるも易しと 名将名言記  
いつの比より彗星北方に現をれしハ騷亂の  
兆ありとて世に言ひもてあやむを台徳公聞か  
し人々よく考へてみよ大空の中よかある星一  
つ出でその兆をいつくの国に當るあるハふハ  
児童の見あり善悪共天に現をるハほとある  
ハ世人何をもて逃るべきとて少くも懸念な

かりしあは人々も安堵せしとを名将名言記

台徳公平生小鼓打つよしを好まれし東照公  
薨せし後ハ絶て打つよしとありし土井利勝話  
の拵あり徒然とおほしき拵ハ例の小鼓あそ  
をしあを少しハ御心も慰ませしとありしと申  
ししゆゆゆ我も打ち多しハ思へとも今我  
も天下の主として鼓打多を下々の者その風を  
まあびて皆鼓打のあはへけきを打つと云を  
れけきを利勝も感涙落して罷出しとぞ 古老囃  
大姥の局といふハ台徳公の生れたまひし時

乳付に召され年頃かひしし仕へ公も  
も心へあてあく親まゝ局元より性質正しく才  
器ありて善く人を憐みけし人にもまゝ慕ひ敬  
ふよし大方あり其局ハ大病にかゝりし時公自  
ら病床に臨まれ何ぞ思ひおく事ありしハ申  
置くべし汝も申す事ハ何事ありともかあへて  
取らるべしと言われしハ局重き枕をもたけて  
此姿ハ殿に乳を含めまゐらせ多りし年頃か  
しあくも顧みたまへを一身の安榮を極め侍り  
ぬ今ハ此世に思ひおく事ありし殿ハ大殿の庭



訓を守らせ勿まひ天下大小の人、後指さ、れ  
さらんやう、何事もおきてさせたまふべし此  
外は申上ぐる事ありと申しけり、公いと、おと  
せりありと答へられさるも、猶申しお、事  
ハありやと、かきねて問をさるら、申上ぐべき  
事候を、をと申す公も、斯くあやま、き様を見  
捨て、還るべき心地も、あけきといつまを、斯く  
てあるべきあり、ねを其所を立去られん、を  
時局き、殿々と呼返して、吾不子先、罪を犯し  
て遠き所、流されぬ此者ハ、必赦し、たまふべし

ら、死若し老、る婆を哀きとおぼし、て婆を故も  
て天下の大法を枉げたまを、おれを婆を黄泉  
路の障もありぬべしと申し、て其後ハ口を閉ぢ  
て何事をも申さ、死ありけり古今の保母さまさ  
まある中、よもか、るたぐひハあるべしとも覺  
えを又公の年頃保育の恩を忘、す始終よく恩  
郵を施し、厚くもてあされ、事も誰も、感し  
けり、とを、旭葉小説

大猷公年十三許の頃、本丸より申樂催され、諸人  
に見、お、めらる、時地甚多震ひ出で、止ます拜

見の者共皆席にたまりあわて庭上におり古<sup>立</sup>ち  
しお台徳公ハ泰然していさ、あもかほす扇  
子を手あらし、つゝ諸人の立騒くさまを何氣  
なく見ておはしけり此時大猷公ハ屏風隔て  
、おはし、お餘りの事ハ青山伯耆守忠俊抱き  
上げて奥方の庭に走り出せし公父君ハいか  
おましましそと問を忠俊心得ぬ由を申す父  
君のいまとおりましたたまをぬゝ何とて我をか  
くものせしそいと心づきあしとて手うて忠俊  
お頭を忘るゝふと打とれしとありま<sup>た</sup>幼齡な

るよかく尊上の心もち<sup>ひ</sup>あきを行末ハいかば  
かりの賢主よありあまを<sup>ん</sup>と人々語り傳へ多  
りそ額波集

酒井雅樂頭忠世ハ大猷公の時ハ大老の職ハあ  
りて輔導第一の良臣あり毎言<sup>毎</sup>言を申すよ  
り公年若き時の心ハ餘<sup>り</sup>煩をしく思ひて氣  
色ふかしく或年八朔の賀ハ三家初め登城せし  
は公ハ前夜より二丸ありていまも還らぬ忠  
世二丸はまぬり拜賀の者皆集りぬはやく還御  
ありて賀儀を受けさせしまへといふ人々憚

りて申元者無けきを忠世直ニ進みて其旨を申  
し、公殊の外氣色変なり忠世取次あり我  
が前ニ出でしハ推參あり急度咎め申付くべし  
と言する忠世某事ハ後日ニともかうも御咎め  
蒙りあり今朝ハもく還御あれかしと申せを公  
ニも已み難き事あれをやかて還りて例の如く  
賀を受けらる其後何の沙汰もあくて日數歴し  
可忠世西丸へまゐりて某性質愚鈍あるのみを  
らす齡既ニ傾き殊ニ御前もあろしけしねば老  
職ハ御あるしあれとて八朔の事申出でしニ台

徳公何と言する、昔もあし幾何もあくて大猷  
公西城へまゐりし忠世も召出で、左右ニ侍べ  
りしニ台徳公忠世汝ハ年老てきを職務ニ勞を  
らぬ今日を殊ニ冷氣あれバおれを取らるるな  
りもて自ら着けし頭巾取て賜ひ直ニ被り候へ  
と言する忠世御前を憚りてとみよもこのせさ  
りしを大猷公も傍より上意ありおせかぶるぬ  
ふと言をれしハ忠世やかてかぶりしニ善く  
似合ひしりとして笑する其時台徳公將軍ニハ雅  
樂ヲ氣ニ入らぬと云彼もハ東照宮六のあふの

舊臣にて天下大小の政事ニ熟練たれば大統  
を譲るゝ添へて彼をもまゐるせぬさるを氣ニ  
入らぬとあるハ御身の我意といふものあり天  
下を治むる者ハ我意ハあふぬものをとて八朝  
の事言出でられていふく教戒ありけむハ公ニ  
も殊ニかゝりて何の答も有り忠世此後いか  
はうりの答め蒙らんも計りあらずと思ひしニ  
本丸ニ還ると直ニ忠世を召すされをよとたと  
るし御前ニ出てし今日ハ御隠居様より  
殊の外御勘氣あり善く思ひめくらせを汝も天

下の政道を大事ニ思ひて言ひし言葉を我もあ  
りさまニ聞きぬるは今更悔んてもかひありし此後  
はあほさし思ふ所残らず聞え上げしと言われ  
て氣色よろしありけり其後堀浚へを覽んと  
て出でられし時雅樂先しと言われしかを  
先ニ立ちし頭巾し言をるまどかぶりしね  
しを御免ありしあむしとあれしと被らしめら  
れしとありし 菅藤別紙  
大猷公或時誹訟を聴かれ老中奉行目付等まで  
皆列坐してそれし裁判終て当日の労をねぎ

らひ扱言をきしハ汝等不訟を聴く杖をて残  
る所ありされといさしふ意に應せざる所あり  
汝等敏捷ある才もて下愚の者の心もかぬ事  
を糾問をれば第一彼等前後を失ひて思ふ所を  
言取る事と能ハ在初より事とるべき事と  
わり証を取るべき事取らむ何ぞ公裁を仰ぐ  
至らん事とる用意なき不故に許訟も及ぶあり  
よて訟を聴く者許人の状に就て彼分量にて  
かほとの事ハ事とるべき事又是事の心  
思得まじき事と推しはかりてその所とる

は随て究問し彼不言出づる言葉に就て違ひぬ  
のある所を善く察して裁判せむ民の情を盡さ  
しある事にかよも遠かるまじ此後ハいづきも  
かく心を用ひよと言をれけしを諸臣皆感服し  
てけりとあり 御實記附録

大猷公の時肥後の国主細川光尚卒し其子六丸  
僅に三歳あり光尚終に臨み領地を官に還し奉  
らんと請ひし事もあれを六丸家督の事いか  
あふと異議まぢくありし公をて大名  
ハ自ら手をおろさずとも家人等あまふ何見ハ

刺

その内のきりぬべき者事を執らむ自ら国政も  
治まるべし細川の家ハ三齊以来の忠勤といひ  
数代の名家にて聞及ひし家人ともあまゝあれ  
バ六丸幼しといへども彼等能く輔翼せバ六丸  
の家継が<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>と何<sup>い</sup>苦<sup>い</sup>か<sup>い</sup>若<sup>い</sup>し幼年にて  
家継ぐ<sup>い</sup>あ<sup>い</sup>とかなを成バ我も竹千代と天下をを  
とあ<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>き<sup>い</sup>ら<sup>い</sup>とて遺領安堵せしめられし  
とそ 武野燭談家譜

大猷公夜話の折は奉行人の訟を聴く事及び  
し公曰く奉行人の裁判と天下の裁判と異同

あり奉行の判ハいか<sup>い</sup>も是非明白あるをもて  
其職とす天下の判ハ然ら成例ハ一ハ思論あるん  
は奉行あるを理を勝<sup>い</sup>せ非を負けしむ天下の  
判ハ理非の外は縦<sup>い</sup>ひ非分の方ありとも其地は  
秣場無くて土民難儀せを理ある方野地をも割  
き與ふるも又ハ野錢を出さしむるもしてとも  
かくも其地の困窮せざる<sup>い</sup>を以て宗とすあ身  
を天下の判といふと言をる永井日向守直清此  
言を承りて治国の大體を辨し誠<sup>い</sup>に生知の英主  
ありと常<sup>い</sup>に人<sup>い</sup>は語りしとそ 額波集

阿部

阿部對馬守重次或時評定所を罷りて登城せし  
時大猷公今日、如何ある訟もありつるも侍ら  
ざりきと答へしを聞かれて天下の刑法を司る  
者ふか、る心得よていかにあり汝が心よ、い  
さ、かある事ありと思ふとも誹人の身よ取て  
ハ大分の事あれバ公の裁判をも仰ぐあり在べ  
て訟を聴く者ハ善く其人の上をはかりて判  
べき事肝要ありと言をれしとぞ 寛元聞答  
大猷公或時賊を久しく獄に繋き置くハ其同類  
を連逮せんふ為ありといふを聞かれて連し死

阿部

を行へ此者殺さると聞かハ其同類をも恐めて  
盗みをやむる者もあらん凡人を罪せをて根  
を盡して殺さんハ好生の仁道はたがふといふ  
べし若し大逆無道よして族を絶つよ至るべき  
ハ自ら此限りよあふをといへとも小盗の如き  
ハあるへきほと殺さるる者の減らんやう計る  
べしとかく瓦言をれしとあり 額波集  
大猷公酒井忠勝よ遺命をらく吾も平生東照宮  
の神徳を仰ぎ奉るよとハ汝等も知る所あり吾  
かなからん後も吾が魂魄ハ日光山よまわりて

近く神宮の事へ奉らんと願へを遺骸を彼山に  
送り慈眼堂の側へ葬るべしとあり忠勝御廟  
神宮ありて宮み奉るべしと申しけるよ  
や〜吾身不徳の身をもてゆかて祖廟あり  
ふべきたゞ慈眼堂の側へあるべしと言ふを終  
の一期として薨せられしと云 御実紀附録  
日本中古以来唐山の銭のみを通用したまひ新  
鑄の事ありても唐山の銭文を鑄付け殊に明の  
永樂銭は遍く海内へ流行せし故に古く人の田  
地を與ふるも永樂銭何貫の地あるといひ果

永とだと言へを即ち銭の事あり来りしハ誠  
に騷乱打続き制度の敗き極まりしありし所  
あり大猷公の世に至りかゝる舊弊を改めんと  
心もや江戸の芝繩手は新に銭座を建られて土  
井利勝を総督とし新銭を鑄らし銭文も旧きを  
改めて寛永通宝と題せらるるあれよりして唐船  
の持来るを待て又異国の年号を鑄付けしな  
らひもやみて自ら皇国の銭といふもの出来て  
古への和銅延喜等ありひて百世の後に至り  
ても廣く海内へ通用し一國の人皆其利を蒙ら



ざる者ありき<sup>ハ</sup>全く公が英偉ある識量よりなり  
といつり 錢座鳴海各上

大猷公の時臺所頭鈴木喜左衛門といひ<sup>ハ</sup>善  
く其職を守りて氣慨ある者ありき一日公角田  
川の辺に狩せられし其日烈風より獲物も数  
少く甚だ不興ありて木母寺に息をれ膳を進め  
る鯉の吸物の中より砂ありて怒られ臺所頭  
腹切らせしと命せらる喜左衛門承りて御膳  
砂の入るべき<sup>理</sup>鯉あり今日ハ風烈しき故に  
かねて土砂の御口に入てありしを御口もそが

前

せられを急ぎき<sup>ハ</sup>めされし故に砂ありつら  
ん<sup>ハ</sup>かひ召されし上<sup>ハ</sup>ても尚砂ありを首打  
るも腹切らせらるるも仰のまゝあるべし  
いふ公聞かれて充ありてうかひしを食をれ  
し何のかはるまゝありし<sup>ハ</sup>喜左衛門を固  
く守るを賞せられ程あり二百石を加恩せら  
れありしを掃聚雜談  
又此喜左衛門公が品川に狩せらるる時早朝  
彼の地へ赴きしに俄に引違へて角田川に狩せ  
らる喜左衛門ありて膳具を去るし一移さん

とて下部大勢引具して千住の橋詰まで公が白  
鳥を合せられ<sup>心</sup>とある所へ行きかゝる近臣等  
あはし待てと制せしむとも喜左衛門聞きも入  
まを走りぬきしかば白鳥忽ち驚きて皆飛立ち  
けり公殊の外は氣色を損し<sup>て</sup>いかたれは制を  
するをも聞かて白鳥を追立てしむと詰らる喜左  
衛門あわて仰せられし如く品川へ成らせられ  
あを白鳥驚かす事も候を<sup>し</sup>さるる俄に千住へ  
成らせらるる承り若し御膳遅延し<sup>て</sup>間合を  
をば全く我の職の怠り逃るるあり<sup>し</sup>を同く御

咎め蒙ら<sup>ん</sup>は白鳥追立て御膳奉りし上りて  
腹切らんものをも思切てかく仕りぬと申し  
たかば公氣色をやはらせ喜左衛門を庭上へ召  
して品川より遙々<sup>馳</sup>付けて御膳をあやまらま  
しと思込み多る事神妙ありとて笑をれあがら  
酒二樽賜をりてふれ飲めと命せられしとある  
同上

會津中将正之ハ台徳公の第三の子にて大猷公  
ハ正之の弟ありける其初めかある故に  
台徳公子の數はかたまくを生母の手で養をれ

保科肥後守正光の嗣とあり信州高遠の城主  
て僅に三万石許領してありき大猷公一日目黒  
の邊を狩せられし時近臣四五人を伴ひ成就院  
といふ寺に入て休まる住持の僧何氣なく頭巾  
かぎ垣つくりひてありしをいづくうりて渡  
らせたまふと問ふ公將軍家御供の者ありと言  
る僧を疲し多まひる心静に御休みあれ  
と言ひ去て、菴室に入らんと言ふを御僧は  
し爰まで物語せられしと言ふ客殿の  
壁に菊のかきしをいひと拙からぬを覧られか

る片田舎より珍らしき殿堂の結構さよいかた  
る檀越のあるると問ひ多まへを僧かゝの言と  
き片田舎をたをさるべき檀越も侍らずた保  
科肥後守殿と申す方の御母上可常は祈禱の事  
頼みとまへどそのはと禄少けは布施も四た  
可あらず御方々の將軍家仕へたまふ人々と  
承きをかゝる事申すもいかたれど肥後守殿  
ハ正しく今の將軍家の御弟ありと承るは何と  
てかく貧しくはおはるそふき人ハ兄弟のむ  
つひと疎く情なきものありと申すを公少

顔色を変へいざ還御ありん冬らんとしてつと出  
てらる供奉の者等御僧おあきけりて足を休め  
あり重ねてまあり謝せんといひて出でぬ暫し  
ありて御供の人々群を来て上様ハいつく一成  
らせられしそと同ふ住僧上様の御事ハ知られ  
只今まで御供の人とて四五人もあらはれ多り  
といふそれお上様あれと言われし僧大に驚  
きはしたまき事言ひつ如何ある罪も逢せん  
と一月をかりハ門より外へ立ちも出てさりし  
は程無く正之ハ羽州山形城二十万石を賜をり

彼の成就院も其事とあり寺領を寄附せられ  
しとそをて公ハ鷹野は事寄せ賤しき者の  
憂へ歎く事あり遍く探りて恵まれし事とあり  
ありしとあり藩翰譜

將軍家光ハ世子家綱をまうけられし時老中等  
は命じて抱守の人を選させらるし大森信濃  
守頼直然と如何ある故とありと問をされ  
を信濃ハ御家人の中より老養の志厚き者  
ありあれを由幼君は仕へ奉りて忠節を盡さん事  
も定めて同卜やうあるんと思計り候ふと酒井

讚岐守忠勝答ふ將軍聞きて汝等も議誠は其選  
みか多かりとて即ち頼直は命せられしとあり  
古井埋草

宮城甚右衛門和甫ハ徳川三代將軍の頃目付役  
を勤む忼直なる性質にて非理なる事ハ老中  
の言ふ所ありといへども従を其頃威權甚と  
盛なりハ老中堀田加賀守正盛ハ金襴の襟付け  
ハ羽織着多りハを見答めて古をかねて禁制の  
事あるを老中の身もハて犯され<sup>る</sup>ハ天下の大  
法立つべからず又某目付役承りあるか、る

事見逃がさを其職を失ふハ似多りといふ正盛  
さまハハ陳トけれども甚右衛門固く其儀を  
執て遂ハ羽織を脱がしめ多り常ハかゝる事共  
積りて心よからを思ふ者多けれハ誰も推舉を  
する者も無くてありハ將軍其杖を察せられ頭  
役ある者ハそれハ聞えあけて昇進も在れと  
甚右衛門ハ老中と中惡ハけきを誰も推舉を  
者多ハ我ハ目利とて取立て<sup>ん</sup>とて遂ハ大目付  
ハ擢てられしとぞ 寛元聞各

大猷公の前より人々の言行を評論ありハ何

某ハ世の人皆譽め候ふといふ者あるを公聞か  
れてそハおしあぐて譽めらるゝと問をるさ  
ん候ふといふそのおしあぐて譽めらるゝ者  
も善人ハ少きもの半ハ褒められ半ハ謗らる  
者ホそ取り所ハあるあれ誰ガ氣も入る者  
ハ氣性有くして事毎人ハ附く者ホそ有く  
おもねり諂ひて人の氣入らんとのみ思ふ者  
あり彼の半ハ褒められ半ハ謗らるゝ者の上  
就て何故ハ褒められ何故ハ謗らるゝと道理  
よかけて考へ見よをその善悪ハ自ら現るゝ

あり例へを訟をたるとする一方ハ勝ち一方ハ  
負くるあり負けし者ハ奉行を謗り勝ちし者  
奉行を褒むしれ人情あり双方共ハ褒めらるゝ  
理あり然るに誰も褒言はるといふハ曲事あり  
かあら死故ホそあるにけしと言をれき名將名  
言記  
大猷公の時二の丸の庭を造られ諸大名より種  
々の樹木を献す公庭に入られ路次口ニ三本  
植ゑしを見られ如何よしてホよハ植ゑしと  
問をる木振の悪しけしを答ふ公大名共我  
に見せんとて奉りしを其姿の悪しけしを

かゝる物陰に植ゑおきあをいかに本意なく思  
ふらんむとして直に園中に移されありとを説寛永小  
三代將軍の時春日の局夜に入て平河門を通ら  
むとせし門番勤めける久松彦左衛門定佳門  
を用かた春日なりといふ春日にもせよ天照大  
神にもせよ断りあきてハ通たべからたといふ  
よりて一時をあり待ちあか断り出で入る  
事を得よりさて局將軍の前へまゐりしとあど  
遅かりつると問をる局あかしの由申して全  
く御威嚴のい多た所なりと称しけしバ將軍笑

左れ門禁をむ常に嚴に言付けおきぬともあら  
むかしと言をれしとを局が已お権をもてあそ  
むず人の善を称せし事をみくの婦女ありた  
と世の人嗟歎せりとを明良洪範  
大猷公品川の狩せられし時鷹匠一人具して場  
に入らし鳥見の番卒ありしお公をバ見知らざ  
れば棒を持ち出で、汝何者なれば御場所に入  
て鷹をつかふをて直に打こ人をありむまな  
れを公苦しからぬ者あり捨ておけと言をるさ  
らを志るしの札見せしといふ札ハ跡より持来

火と言ひて通ら<sup>れ</sup>を散々罵り居りとか  
くして供奉の者後より馳来るを見て彼の番人  
始めて驚き捧投げ死て、逃げ<sup>火</sup>とせしを供奉  
の者召捕りぬ公此田を聞かれて善く奮動む褒  
美取らるべしとて物賜ひしとを<sup>武野燭談録</sup>  
中院内大臣通村公<sup>傳</sup>奏の職ありし故あり  
て勘氣蒙り久し<sup>関東</sup>とめらる九條内大  
臣道房公より消息のついで  
誘ひ元ぬ草の枕を月もさそ出で、や恨む武  
藏野の原とありし返し

行方は身をを誘をてふあくの袖の露とふ  
むき野の月  
かく詠せしを天海僧正大猷公と覽せまら  
せし公此歌と感せられて速とゆるされ多り  
とを優<sup>通村集</sup>とやんおとあかくか<sup>明良洪範</sup>と事あり

重複

嚴有公いま多前代の膝下とありし頃罪人の遠  
流と處せらるゝ由を聞かれ咎ある者の遠き島  
と追ひやらるゝハさる事なれと彼等島中と  
て何を以て命をつあぐべき命を助けらるゝ



ほとあふはあを其食料をば賜をらざると言え  
れしを大猷公聞かれこれを今まで誰も心付かざ  
りし事あり竹千代の仕置始めよせよとて是よ  
る其向ふ命ありて流人等それよ食物宛行を  
了る事とをありぬとを武野燭談

或時常憲公三の丸より還へらるる時俄に烈しく  
雷鳴す公は常を雷を嫌をれけきを駕籠をばゆ  
め本丸の籠臺に至るとひとしく奥に入らる近  
臣等おのの足袋の泥付きを脱かんとひ  
ひきて一人も附添ふ者あかりし金田銀大夫

正明はかりハ土足のまゝにて從へり明くる日  
銀大夫を召して勤めさせ頼もして三千石を  
あされ小姓組番頭を任せられ叙爵して能登守  
と稱す其後如何ある故にて氣色損して番頭を  
免され平番となりぬ元禄十六年十二月地を  
あぶしく震ひし時正明宿直してありし急ぎ  
奥に走入りけるよ公ははゆる庭に出で  
はけるを見て拜伏す近臣等大に驚きいか  
彼の物狂ひし御計も無きよと奥深く  
ハ来りし速に立去るよといふ正明は物

狂ひしにもあふを又内外の禁を破きまゝぬ  
もあふされどかゝる大震ふて誰も心静ある大  
とあり君のハいかをほしまはらんと餘り  
心のとめあへされをかゝくも御座近くま  
ありしありきよ何の御恙もまゝを御氣  
色常にかはせられぬ御状を見奉りてハ心も  
落ち居ぬ今ハ禁を犯し罪をもかゝ去らで  
ありしかバ近臣のつまよもまづ其座を退くべ  
しとて引立て行かんと克公その状を見ていか  
に能登それ候へと言われて夜の明くるまを

侍べりけり此時よりかきおて番頭をなされし  
とそ明良洪範家禮

山名信濃守義豊といひハ金田遠江守正勝の  
次子よて山名主殿矩豊の養子となり天和の頃  
將軍常憲公の近侍しけり其頃牧野備後守成貞  
の養子成時死しけきを義豊をもて成貞の養子  
たらしめんと命ありし義豊某一度山名を養  
えれし身なれを重ねて他家を嗣かんと義  
於て為しか多し養父を父と思ふ所にかよも  
恥かたしく申さぐき詞もなると辞しけりハ公

の氣色損して柳沢出羽守保明にあらうけらる成  
貞此由を聞て保明より言上せし義豊に  
如きハ善く義理を辨せし武士有り申す  
若し彼を召仕をれ成貞に於てもま多養子  
ハハ在ましと有り亦れより再び義豊免されて  
故の如く召仕せし又義豊已まハ叙爵しける  
養父矩豊にまし恩命あきを歎きうち其  
許へまし在ましと志はしありけり亦れハ  
と有りありと聞かれけるもややかた矩豊を  
詰ふあされ伊豆守と改称せしめられしと有り

義豊の義父の義ありしと稱すべき事ありか  
明良洪範

長田十右衛門守直常憲公の時膳奉行ありし  
或日公膳をいそがれ近臣御膳々々と呼び牧野  
備後守成貞金田能登守正明立返り促しける  
十右衛門いさしあきて在例の如く亦るみ  
を多し備後守よりへおねていかか多し  
き者かあし言葉あらしけし言ひけしを十右衛  
門何程御いそぎあれをいかに御膳の物試  
みせて奉るべき後日は御答ありて職奪をる

も此事ハかゝるふまゝといふに成貞も語塞りて  
其座を立去りぬさて十右衛門いかにある咎め蒙  
るべきと思ひし何の沙汰もあらず却て後  
小納戸は擧げられりしを能く其職を守り  
誠忠の心を取られしあるに校合雜記家譜  
元禄某の年諸司は申樂を見しめらる中入の時  
常憲公医官井関玄悦祐甫を佩ひし印籠を取て  
見らるいと用ひふるせし黒膝の品ありしを  
笑をきあがし明けて見らるれをくちくしの丹  
藥とも満ちて其藥氣鼻を衝くをかりありし

は器は舊く粗あれども其心構へいとたのもし  
医のたしあみは誰もかうはそあまほしけし  
さすがに玄悦は良医の名を得し程ありと感ぜ  
られ召されて手づから壽の字を蒔繪せし印籠  
を賜はりしとそ此日早朝は玄悦登城せしとて  
彼の印籠を詰めかへしと門人共は命せし餘  
りも見若しけしをさても好き印籠あつたつ  
ゆきあつた詰めかへしと玄悦の心もちの  
とくきし故にかく思の外ある恩命を蒙りてけ  
り明良洪範

文照公昭初め甲府藩邸にあり常憲公の儲貳に定  
まり藩邸より西丸に移らせられ心と在る前夜  
若年寄加藤越中守明英竊に使を藩邸ある間部  
越前守詮房に許し送り奥物并に文筥を入し  
物を奉る所きて見よを西丸殿舎の圍ありしを  
見おをかれなを心得心もあはせ多ま心と遠  
かすトその心なり此時の議いまる令せられを  
誰知る者も無かりし其翌日西丸に移らるべ  
しと大命あり公心ハかねて越中ハ正直ある者  
と公を聞き心とさる心と公多心の事と於てハ一

刑

身の為を計らり心として重職の體を失ひおも  
ねり諂へる所為なりと言をれて氣色よかすを  
されよりして明英を疎ま心やうとありし可  
明英も此事を恥を恐きけり心頓て鬱悒の餘  
り病みて終り心とを兼山農沃秘策  
柗澤吉保ハ常憲公の罷遇を蒙る心と一方を  
ら瓦執政とありて大小の政權皆其手とありき  
常憲公薨して葬りの時近臣薙髪して供奉する  
心代々定めある事あれを文照公吉保に命じて  
其人々を選心とめらる此時吉保ハ殊更前代扱

擢の特恩を蒙りし身立れを同しく髪をきて御  
供せんむとを願ひしは公聞かれて代々の例を  
考ふるよさをかりの重職の落髪して御供せし  
例あり嚴有院殿の御代既し殉死をばとめら  
れぬ我前代の初はかりの例を起せんむとハ  
かゝり誠に其志ありしハ御送り果て、後  
よともかゝりも其心し任かたべしと言われ付れを吉  
保も心ありた命は従ひやがて致仕をを願ひけ  
る積年專権の輩を継嗣の初は一言もて挫折せ  
られけしハ英明果斷の所為ありけらし  
拈燒柴記

有章公の母月光院尼を性質淑美しして婦道を  
得多り尼公の生父勝田玄勝ハ同帯刀典愛方  
は同居せし前代文照公昭薨して有章公襲職あ  
りし後尼公の方より今より後ハ何程知音を求  
むる人ありともわらはが身の上善かれと思ひ  
多きをかまきて交りたまふありあから今  
まを親しくせし者を今より疎み多きといふ  
は侍らすまて新は知音を求めたまふま産あり  
とあり帯刀が加増ありし時松平兵部大輔清武  
おの家は帯刀を招きてさましよもてあせ

り尼公此由を聞きてうちく使をもて清武が  
方へ言送られし御身前代の近親はおはせを  
当今に於ておもたしあれがとおは思ひ  
侍れさるゝわらははる弟なればとて俄に帯刀を  
もてあしとまを<sup>む</sup>ちと世の人の聞き思を<sup>む</sup>ち  
そもいかにあり其上帯刀も若年まで思慮定ま  
らぬ者なれば若しわらははる事を挟みて驕慢の  
ふるまひあをありあをわらははる言ふまでもな  
し帯刀が身を取りていと善かぬ事な侍りな  
とありしは清武うけたまをりて一言の答もな

かりしとを去る前代おはせし時常は外戚の権  
を抑ふべきおとを語られしを側近に聞きおか  
れしかを後々に至りても其遺誠を守り深く抑  
へられしが故に親族等も敢て威権を弄する者  
無かりしのみありを帯刀が如きも加増叙爵ハ  
ありしを職掌にあらざるおとあく又尼公は  
仕ふる女房あとの庇陰もて召出されしもの一  
人も無かりしとあん 兼山麗次秘策  
又月光院尼は仕へし老女繪島罪ありて糾問せ  
られんとせし時老中等うちく尼公の氣色を

取りしといふ、可憐る所あり、正にべき由言を  
れしかを少しも避くる所なく、其罪の軽重大小  
を明し沙汰しけりとを 宮女繪島一件

有徳公島津吉貴より進らせし菓子をめさるべ  
しと言われし時外様より献りし物を供せし例  
ありと申すいな我も紀伊国にて善く覺えある  
事、献上の物ハ其家々より殊更は心を盡して  
調へまゐらすとぞ人の心を盡し、物をむ  
けよとへき謂きありかゝる太平の世は何の恨  
みありてや我も毒あり進むべきとてそのまゝ

めされしとを 兼山鹿沢秘策

常憲公元禄中通用金銀を改め造られしより大  
のろつとつとなく品くたりて慶長の古金また  
くらふべくもありし銀を多くまぜて鑄しお  
故ありされを古金より百兩の價せしものハ元  
禄金二百兩ありされを買ふとあたはず銀も  
亦多く銅をまじへ多れをその價甚どいやく  
物の價のみ年々あがりしより金銀の通用滞り貴  
賤されし若しむ文昭公其製を改め古よりかへさ  
んとせられしととも早く薨せらる有徳公の時



至り令を下して其品古も立ちまきるべく  
造らしめられしは新金五十両をもて元禄金  
の百両はあてやうく引替の事起りしかば物  
の價くとり多り元文中に至りて再び改造の  
事起りし時其事を奉行せし老中松平左近将監  
乗邑古金ハ品をぐれて貴けきを御蔵をきめ  
らるべきふと議しけるを聞かれて公の心と  
下りて若し古金を藏め貯ふる者あるを罪を行  
ふべしと令しあかし上は藏めたくをへらん  
ハ何をもて天下の人ハ信を示さべきとて即

日ハ六割半の新金を製し上下共はこれを用ふ  
べしと令せらる左近将監至公の御志誠はあり  
か多き御事なりとて感涙を流しけるを享保  
盛典

有徳公の享保九年三月神田橋火はかりし  
を速く造らしめしと令せらる程歴て老中水野和  
泉守忠之まみえし時神田橋ははれ成就せし  
やと問をる忠之いま多工匠とも費用をはかり  
て作り始め候を先と申しけきを公の氣色槓ト  
いかで城門の橋を架くるは費用を論トて遅滞

？  
たる事のあるべき殊に往来繁き所なれを一日も早く架けたば諸人の難儀大方あらず平生の費を省くをかくる時は用ひべき為ありたやとありけきを和泉守も且恐れ且感ずていそぎ造り始めて不日落成せりとあり名君徳行録有徳公の時奥の女房懐妊せし事ありて京より名ある産婆を召し府内の市中にありけるがさはかり名高き者の事なれを貴賤の限りもあく家々より呼迎へしかを彼の婆一日も家にあるおとを得ぬ由を聞きて町奉行中出雲守時春奉

！  
行所へ呼寄せて汝ハ公用より府へまありあるら日毎は家におとを聞けり御用あらず時いづらあるあらんはかりおとけきを今よりハハ縦ひ貴権の家々より呼迎ふとも奉行所へ申して後に行くべしと令す公此由を聞かれ出雲守おといふ所其理なきはあらずれども奥の女房はまに臨月にもあらされを召た事もあるまに世の人の為は便り好き事あるを期月までハハ憚らす人の招は應たしし期月に至ら家をありてかまへて他は行くべしを令たべきあり諭さ

るおれを傳へ聞ける人おしあぐて公の慈仁に  
感服しけりとある 兼山麗澤秘策

有徳公嘗て勘定吟味役萩原左衛門美雅源より自ら  
其職の事をも教諭ありし其中は盛徳ありし事  
は我も職に任せしより既に十年は餘れり然る  
に今日に至るまで下民の悪事ハ聞ゆれど善事  
を聞く事ありし今の世とても下は孝子貞婦あり  
とはいふべからず汝等常に刑典を守る心より  
して法に背く者を穿鑿するのみを専らとして  
褒賞なき善行の者ありとも法制はあづから

それを棄ておくと思えしより悪人を探りて罪せ  
んよりハ善人を見出して下を感化せしむべし  
と言ふ源左衛門甚と感佩し此盛意を執行せ  
てやあふべきとしてそれより心を用ひひろく諸  
国を探りてそれより善行の者をたしめて褒称  
しあづからしめぬりとあり 兼山麗澤秘策

萩原源左衛門備後国より甚三郎市郎左衛門又  
右衛門ありし善行の者を求めてかくと聞え  
あけし有徳公殊に悦をれさら褒称あるべ  
しと其事を議せらる常憲公の時駿河の孝子也

郎右衛門を賞せらきて子孫に至るまで永く田  
園の公役を由るされし例ありしを畏き御事な  
りしつへとも人多る者の親は孝を盡し身をつ  
流しむ事はもとよりあるへき事ありたゞ風俗  
悪し倫理を辨へざる者多き故にたま  
能く行ひ得る者を稱羨して風を移し俗を変へ  
心とは知らふあり然るに元祿の例の如く永世  
公役を由るされしを此後風俗改りてかゝる者  
とも多く出で心時褒典とさゝるべし今より  
後ハ村長勤むる者ハ家富める者ハ刀を帯し

苗字を唱ふの事を由るし貧民ハ銀米を興  
ふべしあふをかゝる者共いづば出来とも褒  
典二を事あると定められ多りと上同  
將軍吉宗公の頃江戸鋸町に住める商人桐屋藤  
七といへる者の下男年頃主人は事一志を盡し  
けるを藤七を身代やうく衰へけきをその身  
の貯へし衣服調度を賣りて厚く養ひしと後  
はハそれも盡きはてせん心あそなく我をかば  
ぬを官へまゐらるべけきハ刀劍の試もあ  
るまひそれ又代へて主人藤七を貧窮を救ふ世

多まくと誣出で其証も也思ひけん巳が股の  
肉を切て竹筒に入し申文も添へて老中の門前  
に置きこりいかよも彼がふるまひ怪しく人の  
模範といふべしけし其志ハ奇特ありとて  
其者も金三十兩を賜ひ藤七を養ふべしと仰下  
さる其事の实否弘明ある間町奉行所より彼の  
下男を獄屋に入しおく由を將軍聞かして氣色  
大に悪しく何よもせよ君父の志を盡死者を罪  
人と同しく獄屋に繋ぐべしハあるまじき仕業  
ありと言をれしと云  
仰高録 享保盛典 兼山  
麗澤秘策

本多中務大輔忠良ハ彼の忠勝が後より頗る先  
祖の家名をおとさる人あり將軍吉宗公葛西  
の辺の鷹野より還らる道筋にて俄に火起り  
ぬと聞て忠良速に多くの家人引具し鉄砲六十  
挺を持てせし兩國橋の辺に來り武器をはしめ  
防火の具美々しく備へ家人等をもりごと平伏  
せしめを隊の人馬をまとめ警衛して將軍ら  
せあれを先拂せんとぞ扣へ多る折しも火勢烈  
しく身をのがせんとて逃げさまふ市人老若  
男女いやは上は馳集まり橋を渡らんとししめ

くを還御の路をればとて警固の徒士等固く止  
めて渡さず市人前後に途を失ふ杖を見て忠良  
警固の者をも向ひ今かく火を逃る者をも  
行くべき方を失ひつとひ騒くを強てとゞめ  
とせを不慮の死傷をもの多かるべしあをれ  
路を開きて通さるべしやといふ徒士等うけた  
まをり頭の下知あきてハ私に計らひ難しとい  
ちむ忠良聞てよし多し人の生命ハか  
へおし後日ハ御沙汰あはれハ某一人の越  
度たるべし各のおおとりハ在べしすす

けがひて遂に路を開かして通しけを途を  
失ひし者もからうじて危き命を免がれ多し  
その程ハ將軍の船も近く至りけを船中より  
此のありさまを覧られ深くその計らひを称  
せられ翌日忠良を召して昨日ハミの事あり  
しといふはかかひ多しとて御感の仰を蒙  
りき其後次第に罷遇を得て終に老中さまの  
ほれり 家譜

久世大和守重之ハ將軍吉宗公の世に老中の中  
にもけて篤実として志の勝畏ある人あり

しかを將軍の覚えも異ありしあせいこく老て  
病よさへ堪へざりしを勉めて萬の政をうけ多  
まほりし人よ勝れ多る事多かりしあは人も  
慕ひあつきけり然るよ一とせ其邸宅火災よか  
ありし時新井築後守君美土れをよぶらふ其日  
ハ貴賤あまよ集ひてかまびをかりし中は大  
和守ひとり築後守を側近く寄りて御事も此程  
の災よかよりさあそ心憂く思をるらめあかも  
かねて著述せし書あやハいかありしと問ふ  
築後守幸よ藏書をを焼き候ハをよ答へけきを

御事の著せる書あやハ後世の宝あるよ焼けさ  
るあそ天下の幸あれよひけれハ滿座の人築後  
守よ才学遂ようづもれざりけりと語りあひぬ  
よを築後守ハ將軍家宣公の時寵遇厚くして大  
小の政何事とあく参議せるをもて老中を始め  
重職の人々多く畏れ忌めて鬼とまを評し多り  
き今代よ至りてハ家よ籠りて誰ありて言葉を  
かくる者も無きほとありしよひとり大和守の  
かくねもぶるありありさまいかよも世のつね  
の人よあらをよ人皆感すあへりけり  
有徳院法  
実紀附録

松平左近將監乗色ハ才ガ一少ク何事も滞有ク  
つかうまつりーをもてはゆくより將軍吉宗公  
の氣色よかあひ老中よのほせられー乗色ま  
多國家の為ニ身をまげうち十餘年の間ひとり  
國用を掌りていさゝか私ありされば大小の政  
乗色が申す所行をれをといふおとあく權要の  
任世よあらふ者無かりーかバ小人の忌み傾け  
火と死る者もあり然きども將軍英明ありて重  
臣よ委任して群小の言葉よか、をらす或日將  
軍居間ニ端居して小姓の輩の櫻草植うるを覽

らう、拵から申次の者出て、何事とをか窺ふ  
申し、また左近が事々汝等自由あるも  
のあらずと高声に言をれしとを然る上公の退  
隱の後幾程あきて左近將監塾居の身とあり西  
丸下ある居邸を召上げらる別邸ハハいま多住  
むべき程の家も宮まざりしハ俄に住所よさ  
へ事欠きて所縁ある土屋左門篤直の家を借り  
て暫しお程住みぬとをかねて諺りし者とも大  
れを聞きて左近將監いつまでも權職を貪りて  
かねて已む住所をたは宮まざりしをたの者



かちといひけるを公聞かれてそハ申元者共の  
をホあるあり今の世は時めく者誰不住居の営  
み衣食の奢を極めざるべき然るに左近ハ十餘  
年の間国家の為ニ力を盡し敢て私をいとなき  
をかく思えざる事ニあひて任所ニさへ事欠く  
とハ誠ニ近代の名臣ともいふべしと感称せり  
礼しとぞ有徳院御実記附録

小笠原佐渡守長重ハ常憲公の頃老中ニ進めら  
る其頃松平義濃守吉保ニ甲斐の府中城を賜ひ  
長刀持多る事をさく許されんとありしニ當

前  
ル

時義濃守が権勢あらぶ者ありしかを誰一人  
いかいと申元者もあかりしは佐渡守ひとり進み  
出で府城の事ハ固よりあつけらるとあれバい  
つまでも召返されんと何のさほる事と也ある  
へき長刀ハ貴族の中にもいま多許されざる人  
あり然るに義濃守ニ限りて御許あんと其  
謂きありといふみけきを其議かある此後ハ  
佐渡守が言ふ事とかく傾けいふ者多く時子遭  
たざりし其後文昭公の世ニ至り又間部越前  
守詮房あといへる能優より出でし者と座を同

しうたるちとを恥かしく思ひ眼を患ふる由申  
して職を辞しけり然るは有徳公の時其器量を  
知られ常ニ召されて恩恵いと厚く或時公眼病  
ハ如何と問われしと思をたもかゝる御時み  
遭ひて眼疾頓ニ快く日月の光めつらかゝ仰ぎ  
候ふとを答へけりとあり 兼山麗澤秘策  
將軍吉宗公いま翁紀藩におはせし頃本願寺と  
高田專修寺と争論あり專修寺ハ公ニ所縁あり  
しをもて此事を紀郎へも聞えしかを專修寺理  
ありとのみ思をれ多り然るは公將軍とあり此

事上裁ありし時老中寺社奉行等いつもも旨を  
迎へて專修寺の言ふ所は従をんしとせしを石川  
近江守統茂ひとり衆ニ従を本願寺の理ある  
由言開きて遂ニこれを決せり公甚多その公直  
あるを称せられ遂ニ若年寄ハ命せられ後ニ若  
君ニ付けられ側用人とのほせられき 兼山麗澤  
秘策  
有馬兵庫頭氏倫ハ將軍吉宗公ニ紀藩より従ひ  
て昵近して時めきし者あるを殊殊ニ廉直ニ  
て衆ニ異ある事も多かりし中ニ殊更賄賂を嚴  
しく防ぎしが一とせ邸宅火災ニかゝりし折佐

竹右京大夫義峯その頃國にありしかば彼の家  
人等のはからひよて菅筵五百枚を贈らんと定  
めよ作事は成りぬと聞き今更かゝる物贈  
らんと便あるべしそれよ代ふる程のちがね  
を贈りて其費を助くべしと議し兵庫頭の家臣  
烟次郎左衛門といへるものよかゝらひしよ次  
郎左衛門いかにも然るべしとうけがひ兵庫頭  
よかくと告げよ目を兵庫頭いきとほり大方な  
らずかゝる事我よ聞かざるまでもあり何ぞと  
さる事うけがひしよをよ次郎左衛門をを即時

よ押込め初佐竹の方へ言送りしハおとひ火災  
よかゝりしよをよぶらはれんと筵を贈られ  
あらまゝありし由いかにもあれハ受けまゝに  
べし代りのちがねもて贈られんと事思ひ  
も寄らず其事肯ひし家人をを既よいよ誠め  
おきとりとありけきを佐竹の家人等大に恐ま  
やがて筵を車よ載せて贈りしよ兵庫頭厚く礼  
を述べその筵ハそのまゝ門内よ積みて雨露よ  
打多せ朽果つるまて捨ておきしよあり將軍を  
の申を聞かれ兵庫頭例の癖いまよやまをよて

笑をれ扱押込め家人ハ其後赦しこりやと問  
をれしといまご赦し候を死と申しけむもは  
也赦をべしと命せられかバ兵庫頭もこれ  
が家人までもかく憐ませるまふ事のありか  
さよとてまかんで後ハ頓ハ此由を告げて赦  
しけり次郎左衛門ハハたゞ感涙を流して深くか  
しきみぬとぞ享保盛典

紀伊家の家老三浦遠江守為隆ハ才畧ある者  
て大事をも任ずべき器ありけれを將軍吉宗紀  
伊より大統を継ぎし初ハ本城ニ召して重職を

をも命せらるべきふとの旨ありしを遠江守承  
り君の思召ハ身ニ餘りて忝きふとあから某が  
先祖が東照宮の御めか収めて紀伊家の老臣と  
せられし時下されし御手書ニ紀州ニ於て如何  
様成儀ナれありとも御異見申上ぐべく候是則  
江戸へ對しての奉行ありと記されしりか  
し後世ハ相傳へて不肖の身ニ至るまで一日と  
して紀州を離るしとなく輔佐し来りし事な  
れバ今某ニ至り本城ニ仕へまゐらせんしと御  
遺命ニ背くニあるれり此事ニ於てハハ御あるし

蒙子心と申しければ実と云と有りありと思  
をれ然らむ御遺命を守り永く紀伊家を輔佐  
べしと云か—あから我れ彼の郎とあり—程は政  
を議する毎に汝が申し—所多く我の旨にかな  
ひ多れを今より後も天下の政を議せん時、汝  
が所存をも問ふべし—憚りなく思ふまゝを申す  
べしとあり—遠江守おれも御免あるべしと  
る故ハ人各その職分あり其分を超えてはから  
ふべき事と云ある君紀伊家におはせ—程ハ  
某輔佐の職に當りぬれを心に思ふ事何事を

残り候を心とさるは今ハ大統を受けさせまひ  
ぬれを老中を始め諫議の職にあり者あま多  
り某の如く其人々をおきて諫め申すべきか  
る事あらんか—あか—政のさまたげともあり  
ぬべく公私のためは然るべしと申すさら  
を今日まづ思ふ事を諫めよ此後ハ問ふまじと  
言する遠江守今さ—あ—り諫めまうを—程  
の事覚え候ををされど諫言の申納めは候へを  
もたをべきはあらす君ハ御少年の程よりよ  
ろづ簡易に儉素を旨とせらる此事尤も云とて



けきを近臣あまひきみり自ら下知して防  
がれし所は火消役近藤宮内政徳かくと見ると  
りもみよもんで一番は馳せまゐる公は此時  
高き所はおはして其状を見られ今日ハ風も烈  
しからず火勢もそのみ強からぬを本城の士を  
勞するまでも有し家人等して打消さむ疾  
く還へられよと使して言をいめられし宮内  
大音あげて某は馳せまゐる事私の故にあ  
らす縦ひ紀伊殿の仰ちりともいかに火を見捨  
てかへるべきはやく懸きしと下知して會

釋もあし郡内は押入り火を消さむ此時ハ公  
の氣色よからざりし本統を継がれし後宮内  
ハ能く其職を守り末頼もしき者なりとてやが  
て百人組の頭よのほせられき享保盛典  
名君徳行録  
徳川八代將軍の頃坂町の辺は火起り事ありて  
使番水谷弥之助比馬は鞭打ちて半蔵門を乗入  
り吹上物見の前を駈通らんとせし警固の者  
共走り出で只今されおはしませを下馬ある  
べしと制しけれとも聞きも入さされを吹上の  
方より小納戸川井刑部信興中島浅右衛門常房

二人馳出で、遮りて、め<sup>ん</sup>とす時、弥之助大  
音あけて、これハ失火の地を巡見、向ふ使番な  
るそ妨げをあると言捨て、馬に鞭を當て、走り  
去りぬさて其火鎮まりて後、弥之助若年寄大久  
保長門守教寛の許、行きさき、仰出され、  
條目にも火ありと聞召さ、何方におはしても  
速に還らせ、まふことあり然るは今日火災  
の最中尚吹上におはせ、如何ある故あるを  
知らずといへとも某ハ職事を専ら心、掛くれ  
を人のともむも知らず御前を下馬せ、

馳通りぬ無礼の罪逃れ、速に職を辞して  
御咎を待ち候を、申す長門守もその申す所  
あそばりありと思ひ、かを志か、の由申上  
け、將軍氣色殊なるは、弥之助も今日  
の振舞天晴あり未頼も、き者なれを此後、い  
さ、か憚るふとあ、勤むべ、と命せられ、  
次第に進められて後、留守居役となり信濃  
守とを称しける、享保盛典  
延享二年白木書院に舞樂あり、郡臣皆觀る、  
を許さ、其時幄の屋の方、猥に人の出入を許



やゝる事あれを徒頭多門多官律信の部下の黒  
澤清右衛門とソへる者警固せり然るに松平播  
磨守頼明松平周防守康豊六郷阿波守政晴を  
打連れて幄の屋の方へ入て見んとせしを清右  
衛門固く止めけしや強て入らんとせしかをな  
ほも押止め幄の屋に他の人の入きを伶人等便  
あきよより某等かく警固し候ふありあなかり  
大入らせたまふあり制をれと播磨守聞入れず  
我等の入るよ何る苦しからんといへと清右衛  
門あはも押隔て通とを播磨守大に怒り我を

誰とも思ひてかゝる無礼ある振舞をなをれと  
叱りけれを清右衛門警固の身なれを已むと  
を得ず止めまうをなりな居此上よも入りこま  
をんとあふを思ふ旨ありといふに播磨守いよ  
く憤り其姓名を聞紀して老中へ訴へけれを  
目付中山五郎左衛門時庸して清右衛門を紀明  
ありしは清右衛門謹で不肖の身なりといへど  
も他の人を入るべからずとの仰を承りし上ハ  
某守る所を押して通らんとをる人あるとい  
かぞ卑しき身を惜み候を誰をもせよ一刀を

切て捨て直に腹搔切らぬとある思定め候へ此  
外は別々申さるべき事候を成と言葉を  
申しけきを目付の人々もその志と有りは服  
やがえありし様を將軍に聞えあけしもの  
ふの志ある者あり能く亦そ其職を守りたれと  
取りてきて賞美せられ多りとぞ播磨守は何  
の沙汰もあわりしとあれを傳へ聞きて心は  
恥ぢ思ふと大方あす此後ハかゝる振舞も  
あかりしとある享保盛典 嚴秘録  
同朋格河合久岡盛盛といふハ有徳公に從ひて

紀伊家より入りしあるが此者いつの頃か暮  
過きてまかづとて高らるる謠うたひけきを玄  
関前の書院番所より警固の者出で、咎めし  
と尚ほありおは物言ひつりしかを搦捕て其  
由訴へけきをやがて獄に下さる後罪を赦され  
て故の如く仕へけり実ハ久圓うち命を受  
けてさる振舞して獄につかれ獄吏等不奸曲  
又ハ囚人等不艱難の杖をも委し探知て聞え  
あげしかかれより後獄中の事共明に知召し  
て沙汰せられ奸吏等も恐れて囚人を苛くたる

事も少くありしとある又同上頃の事や佐野  
友悦といへる坊主の甥ある逐電せし事ありし  
を其下部の知らぬとあらはしして獄に下  
されしを知らぬ証たちて赦されし後奥坊主成  
島道筑信遍を以て其下部を召し獄中の状を問  
えせらるるに囚人等が食物おろさるるに  
あかも乏しき由歎きまうしければやがて町奉  
行の囚人等其罪の定まらぬ程にいまど罪人  
あらずいかもいとをりて食物を善くし  
のへて與ふべしと命せられしを其後飲食改

まりて打節ハ奥肉あをも食せしむる事と  
ハありぬ 享保盛典 成島道筑記

野田文藏元倫といへるハ享保の中頃市中に住  
みて数学の妙を得多りて其名高かりしを將  
軍の程にあられを聞かれて町奉行大岡越  
前守忠相に命ありて其術を試みらる越前守文  
藏を召して銀百匁を二つに割れをいくらぞと  
問ふ文藏暫し思案をなさまうて側の者に向ひ  
算盤を借しとまをるしといふ乃ち算盤を持  
ち来りしに文藏直に越前守の前に進み算盤の

珠を動かしあがり二一天作五とある五十  
あり候ふと答ふ前前守大と称し三歳の児も  
知るべき事を問ひし卒尔と答へざるハ天晴  
ある数学者ありと見ゆてやがて其旨を言上  
し歩行士と召加へられ善く其職をかあひしか  
を程なく勘定役とのほりけり文蔵が答を慎み  
しもさる事あら越前守の能を試みるさま善  
く其體を得たりと將軍殊と感せられしとあり  
官中要録

享保三年有徳公上野へ請でられ其駕下谷辺を

過きられし何者とも知らず一人走出で誹杖  
を捧ぐる者あり其頃ハ近習の人々紀伊家より  
従ひし者のみ多くてかゝる事ハ慣をぞりけり  
を誰ありてと問ふ者あり目付高田忠右衛門  
政孝走り寄りてこれを押しとめ誹杖を取上  
けし振舞いかよも見事ありしが公城に還て玄  
関みて忠右衛門を召しききの誹杖いと問はる  
忠右衛門謹で誹杖ハかゝる町の町名主とあつけ  
其人ハ縛りおき候ふと答へしかを公氣色悪し  
く今より後かゝる事あふを誹杖ハ自ら持参し

其者ハ縛るよおよをたに其處ヨあつくべし  
と命せられしとあり彼の許人ハ老中阿部豊後  
守正喬の領地の農民ある可無實の罪ヨて其地  
を追放されしを恨み直許せしものありしとを  
成島道築記

有徳公常ニ奉行郡代等を親しく召して民の疾  
苦利害を委しく問訊されその上ニ風俗の厚薄  
農事の艱難ニ至りて自ら考へあきらめ縣令  
須知といふ書五卷を著し多れどわさし作者を  
設けて谷本教と記されしり後ハ代官等を召

さるし度々ニ此書中の事引出て、教諭せられ  
しとあり有徳院御実記附録

有徳公葛西の辺ニ遊をれ休所より俄ニ還らる  
る事あり隨從せる小人の某うろたへて持ちこ  
る調度を公の額ニあてしかを驚きてそのまゝ  
ひきふしぬ近侍の人々肝を冷しけるニ公目付  
ハありあをたやと言をれしるバ目付大岡右忠  
往心利きし者うてはやくも公の意を察し群  
集の中ニ立かくれけしを近侍の輩目付ハ候を  
たし申す目付等見ざる事ありを汝等かまへて

沙汰をまじとのみ言をれて何の咎も無かりき  
此小人誠まかしくけあき事ありとて後二人は  
語り多りとあ<sup>心</sup>有徳院御實紀附録

又葛西の辺りて松の枝は鶴のとまりこるを覧  
られて鐵砲を打んとせられしは鶴をかま  
ひを<sup>此</sup>角を鳴らしけきをさてハ此梢は巢  
ありと見えとりと言をる近習の人々近く寄り  
て見ると果して巢ありさしを打つまじとて鉄  
砲を侍臣はと多しとまじりその辺は鷺の居  
かを側の者おれをさそと申しけるは鶴の巢は

近ければ鉄砲の音は巢の雛とも驚くべしと言  
をれておれも打られざりき仁心の禽獸は及  
つ事よと皆感しけり有徳院御實紀附録

有徳公或時大塚立栄といふ坊主は月代を剃ら  
せられしはあやまちて頂は傷つけたり立栄は  
さらあり近習の人々も大に驚き彼をを速に家  
に還し押込めおきを公聞かれて大に笑をれ  
剃刀は又ある物おれをあやまちて痛く傷つく  
るおとあるあり且さき立栄は我が頂は傷つ  
けしは彼をおやまちとあらす我が頭を動か

と云ふ故あり彼は何の咎あるべしとて速に赦されき有徳院御実記附録

有徳公紀伊家より入りて本統を継がれし本宗譜代の重臣よりあるつを付けられ紀伊家より召具しこゝ輩よりいさゝか失儀の事ありてもあるとす咎められきか多はら大屋武右衛門といふも彼の藩より公の心よかなひし者ありしかを必ず本城に召さるべしと思ひしは遂にその沙汰あり又小笠原肥前守胤次ハ召具せられし者の内にも殊にかけりみ深く御側なる

み申次の事をもかけて世々時めきしは幾程なく老朽ちて物を忘るゝふと多かりしかを若く政事の申次もあやまちありて天下に對し恐れありとおぼしめてやがて致仕せしめらるるべし公一身の好悪を捨て内外の隔てなくおぼやけありし事皆此の如くありき常憲公の柳澤吉保に於ける文昭公の間部詮房に於ける皆藩より従ひて遂に政事を擅りせり公蓋し此に懲り思われし事もありしは兼山麗沢秘策紀伊家より有徳公に従ひし小姓内藤市郎大夫

持就を心利き多る者にて本城に移られ、後も  
かとはらの事打任せられ、程の者有りける所  
或日老中列座の席を會釋もせず行き過ぎしを  
久世大和守重之不見咎めて市郎大夫今御氣色  
よかむひ、者あがら何事も粗忽あるふまひ  
ありといひるるを公聞かれて市郎大夫さばか  
り吾子心は應卜る者ありとも老臣のよから  
を思ふ者召仕ふべきよあらむとて紀伊に歸さ  
れ日高といふ所を押しめらる此市郎大夫を母  
ハ瀬川といひて公の生母淨圓院尼二年久しく

仕へて今ハ齡も傾きぬれを我子のかゝる咎蒙  
りしを悲み志はく、尼公に歎きしけるを尼公  
もあとりと聞かれ公の入らせられ、折物語  
のついでに市郎大夫を事御赦しあらまほしき  
由申され、公何のいらへもあつくつと其座を  
起て歸らんとせらる尼公も共々立出で、裾を  
とらへ強て申され、かを公正しく坐して天下  
の政事ハいと重き事とて婦人女子の御詞を  
加へあまふべきよあらむ此後とても表向の事  
は御心をかけさせたまふあと言て還られ、か



を尼公も力及を在公が日頃孝養を盡さう生  
母の尼公の侍からひも此の如くあれを瀬川も  
今ハせんうとなく、弥深く悲身身のいこのつきも  
引出さんやうに見えければ尼公も哀きと思え  
れて窈々天英院尼よはかられよさらを試み  
よ我より請ひてみむをへらんとて或時公のおは  
せし時申されしハ内藤市郎大夫とありへるハ  
紀州よおはしける程より近く仕へまみらせし  
者たる承るべき殊更その母瀬川も浄圓院殿の御  
方よ年久しく仕ふる者と聞え侍り此瀬川年老

い身も衰へしよ頼むべき子ハ重き御咎蒙り  
此世よて再び對面もかまひがしよて明暮此  
事のみ歎き侍る由浄圓院殿もこれをあけき  
多まふと志ばしあり天下の政は女の詞を  
加ふべきよあらむと宣ふ所ハとわりあから  
天下の内よ一人とりとも憂い歎く者あるを救  
ふ事ハまよ天下の母たる身のある所を  
を他の事ハ捨て、問ひ申すまよたゞ此頼ハ枉  
げてかまへよまをれかと言えよかを殊更よ  
敬服せられし扶きていかでそ仰よ背き候を

とて即日市郎大夫を江戸へ召返さるされと  
直に致仕せしめ其子友次郎信相を召して小姓  
とせられしとある 有徳院御実記附録

有徳公臣下は愛憎の事おはせ近習の人々又  
女房のたくひまでも皆けぢめあはく召仕をれし  
かを誰ぞ思召よかなひしといふも見えざりき  
小姓水上義濃守興正その家貧しき由聞かれて  
自ら金子を賜りし事ありさて ハハ水上は御  
心よかあひしれと人々思ひし其後ま多衆よ  
異ちもてあしも無かりけれをとかく御心の

程測りふししと評せしとそ又奥より ハハてけて  
慎み深かりし何と云いへる中老の女房其姿  
うるはしく奥に並ぶ者ありと評せしを覧られ  
て女子の人よ超えて羨しきハたさま下き者な  
りとのみ言をれて更ニ善悪の沙汰せられしり  
しとそ 有徳院御実記附録

天英院尼の方の顔貌をくれある女房ありしを  
有徳公いつり覧られて老女瀬川は彼 ハハ今の世  
の義人ありと言をれしかを瀬川さて ハハ此女房  
御心よかあひけるもやと思ひ窃し其由を尼公

申しけきをさら本城へまゐらるべしとて  
也がて酒宴ありし拵から其座をたゞめられけ  
きを公見られて汝ハ文昭院殿にみゆかへせ  
し女房あらた也と問をる然る由申しけれをさ  
らを疾く歸りて尼公よく仕ふべしとて速く  
歸されさて瀬川を召し何故彼の女房をか  
る席に出しけしをさき我れ其貌を譽めし故  
にやえハ昔可あやまちあり仮初も先代仕  
へし者をいがて宴席に侍らしむべけんむとて甚  
と氣色悪しかりしかば瀬川ハさらあり傍にあ

りし女房達も且ハ恐れ且ハ慎み深くあらせら  
るゝを感しけり 有徳公御実記附録

又享保の初奥の女房のみめかち麗をき者  
を選びて申すべしと命られしかば亦如何を  
し思召ありての事也とその親はらからんと  
窃し心がまへして喜ぶ者もありし也がて殊  
に顔貌好きを五十人餘り選ひ出で、申し、か  
ぞ残りなく暇賜をりて家へ歸され親はらの心  
のまゝ嫁せしむべしと令せられ初貌醜き者  
暇賜をりなきをたらしきあきて難儀をべしとて大

れを留めて懇に召使をれしとあり 同上  
有徳公教儒臣室新助直清を召してその思慮を  
問ひはからる或時侍臣もて直清に仰られしハ  
御家人弓馬の道を嗜む事ハものふの業を  
れを更ニ論ずる及を老年若の者共のさのみ  
博学と称する程あらをともせめておしあぐて  
四書小学より素讀する程ハある心と思  
召さす、あり今の流俗にてハさほともの者さへ  
見え花汝を思ふ所を申すべしとありけきを直  
清答へけるハ学問の事上より興らるて下は

行をれふ多きものあるハ今宿老少老御側の衆  
を始め顯職ある人々皆眞実ニ聖人の道を尊  
び嗜む者ありかくてハ下々いかに学問に向ひ  
候を心今某の見聞及びし人の中にも酒井修  
理大夫忠音ハ文学に篤く志在人を捨てお  
かれ文学の志をまへも候をぬ安藤對馬守信友  
を擢てられしをもて某等ハいよく眉をひそ  
め長嘆し候ふなりかゝる御選ひよりて下は学問  
を勧め多まふとも行をれまふをべき謂れあり  
と申しけり公いしとも申ししりと称せらる又

或日侍講の拵から人主儒官を置き古今の經史  
を聞かせらるるハ譬へを平日養生の藥を服せ  
らるるハ如く諫臣ハ病人の醫者の藥を投ぜ  
る如く故に常の經史の事を聞召を一朝の用  
に立とさるる似し人も人主をして遂に無  
病にありまらざる基ありとぞ申しける或日  
直清御前ありて某常之恩遇の厚きを乗じ忌  
み憚る所なく思ふ事をも言上にかへたり  
堪へずあり申しけるを公笑をせられ用捨ハ  
我の志をあれ汝ハ思慮の及ぶかきりをいふべ

1  
しと言をきしとありまると顯職の者とも誰彼を  
呼びて討論を事ありといへともたし我の言  
ふ事を善しとのみいひて更におかしく申在  
者なきを常々本意なく思ふ汝ハ思ふ所をつ  
れを申すに因りて我を助けとある事多しと  
れをいそかく志ばく呼出すあれと仰ありけ  
るを直清涙を流して退きとあり近習の人々  
直清を召さる拵ハいつも時を移さるとて常  
にその心してありけりとあり直清志ばく  
直言を聞えあくる志と其職に耳あるハ言ふ

及む花公のかく忠言を容れらるる徳量亦存  
ほありふべき事とされ 有徳院御実記附録

望月三英君彦ハ享保中幕府<sup>の</sup>番醫あり常に下を  
憐む志深くしていかる下賤の者なりとも自  
ら行て診察し藥を與ふ江戸橋の上ニ臥し居る  
る乞食の小児の疱瘡を病みてありしを見て自  
ら藥を奭し携へてきて與へしとありかゝる奇  
特あり行ひともありけしをやがて侍医ニあさ  
れ法眼ニ叙せられし其名いよゝゝ高く貴賤  
をも療治を請ふ者門前日ニ市をちせり或時

俳優の名高き者病ニかゝり市井の医皆手を盡  
しけれと愈えざりしを三英自ら藥を投しけし  
を効験いちし程ち快氣せり彼の俳優  
ハ世ニ名を知られし者ありけしを三英亦そ  
彼病をいやしこれと世亦そりて言ひもては  
やしけしほとて同僚の侍医某其れを聞き或日  
衆人の中ニて足下ハ此とい俳優の病を治せり  
といふ巷説誰れ聞かざる者もなし君<sup>の</sup>御藥をも  
掌る身にてかゝる非類の者ニ藥を與ふ事あ  
るまじき事あり今より後ハかまへてその心せ

らうべしと言ひはづかめたるは三英聞てそ  
ハホと有りあるは似これとも醫ハもと仁術を  
り上ハ王族より下ハ庶民乞食といこるまで遍  
く治療をほとせよ善けれ我ハ身の寵榮又  
誇り卑賤の者を捨て、薬を興へざる謂れあり  
某ハ此後とても貴賤貧富を論せずいよく世  
上はひろく治術をほとせよと思ふありと  
言ひけれを初め言ひける者言葉ゆくして退き  
けり將軍吉宗公此事を聞かれ三英不申を所大  
と有りかかあり醫師の本意ハかくせよあり

けれと言をれし此頃までも奥医の輩万石よ  
り上の人々の家に行きかふ事ハ許されざりし  
は此時より醫ハ療治をほとせよを本意とをれ  
をいづちとも呼迎へらるるは任せ療治をある  
べしと命せられけり 有徳院御実記附録

有徳公の奥は一人の女房あり思召かありし者  
あれを中老に進めらるるは内々沙汰ありける  
は此女房申しけるハ数あらぬ身うてめける仰  
蒙る事身は餘りこる御恵みむくハ奉るは詞を  
しきるは幼き程より親ある者の定め

おきし夫あり一兩年の内ハ暇賜をり故里ニ  
返り親の定めおきし方へ行かんと思ひ侍り今  
かゝる仰ニ従ひ人めかゝる侍らんハ二  
度故里ニ帰りふとくされを親の心ニ違ひ幼  
きよりたのめし方ニもあつて立てふとくあは  
れ此事ニ於てハみあるしを蒙りたりと老女の  
方まで歎きまろしけり君聞かれて彼所いふ所  
あつたりとあつたり女たる者ハ誰もかくあつ  
あらまほしけれとて速ニ身の暇を賜をり志か  
のみあらを婚嫁の用ニ當つしとて金三百兩

を賜をりしとあり此女房まゝとハ関東の郡代  
伊奈半左衛門忠達お下の農民の女ありしを半  
左衛門不属吏の某といへる者養女として奥ニ  
出しありあつたり半左衛門をもてたひし養  
父も命ありて婚嫁の事をあつかをしめられ  
しとぞ 有徳公御実記附録

有徳公嘗ていへらく今の世の人大方長官とな  
る時ハ属吏を見るはと猫の鼠を見るに如し已  
ハ權威をもて一言もいせしとのみ思ふいと  
僻事あり家を造るよて知るし柱礎棟梁のみ



堅固なりとも櫛子もて亦、かゝ大固めを  
傾き倒さぬや、扇も要ありとも事欠かぬや  
う見ゆれども要ありてハ開合の用をなさずと  
かく上下和睦して持合をされを何事も有  
得ありて今この世の奉行頭人も此心して所属の  
者も親しく問ひはかるべきなりをべて人の  
上は立つ時ハ愚あるも智あるさま見え下は  
居る者ハ智あるも愚ある見ゆるものあり譬へを  
火見櫓の番人ハ愚ある者も常は高き所は  
居て遠近を見渡してあれを火災をもはや見

て人ハ告ぐるなり櫓は上らざる者ハ智ありと  
もいつまは火起るとも知らされを櫓の上の人  
のいふ詞を待つお如し然るは櫓の上の番人已  
分役目を忘れてたは好き晝寝所と心得て居る  
時ハ櫓の下の方何を待ちて火災ある事を知  
るべき近世の役人中ハ性質愚鈍ありあるに  
けむと役目だは精力を入れぬ人にも悔る  
事無かゝるハ罷を貪り役目急りてのみあ  
らむ大なるあやまちを引出し賤吏を見侮らる  
事も出来ぬハ一人の上は立つ身りてハよく

此心得ありてあり 有徳院御実記附録

松平出羽守宗衍いまだ幼くて幸千代といひし頃元文五年の春始めて將軍吉宗に見参し盃を賜ひし時酌執りし者誤て盃を溢らしをかり酒つきしを將軍はやくも覺られてその酒をたし申すべしと命ありし幸千代はしんて御盃をいかにといひしかば皆人天晴ちる振舞かき未頼もしき奇童ありと称せぬハ無かりけり將軍も頗るめでたきなから大器ハ晩成をといへを年取るに隨ひて次第に秀でたるを其真の

大才といはれ幼きより人々勝るるハ後其才の衰ふる事あるものありと言をれしと有徳院御実記附録

將軍家治公幼きより温和にして聰慧ありければ祖父の有徳公にけて寵愛あり常に膝の上にかきい多きで教育せらるいま十歳に満ぬ程の事ありし例の如く祖父の膝下におはし唐紙を取出されしれは物書きてと言をれしを速に筆硯を召して大の一字をいし大きく書かれし彼の紙はあまりて見えければ傍

子侍り一人々のかませらるへきと見まもり  
居り一いさか滞る氣色もあく疊の上餘  
る畫をそのま書きて筆もそのま置かれ  
かを祖公その氣象の快活あるを殊に悦をれ天  
下をもあろしめさ<sup>ん</sup>方のふるまひかくあそあ  
らま<sup>ほ</sup>けきと頭を搔撫で稱嘆ありとを  
公も此事をい<sup>ま</sup>か<sup>と</sup>け<sup>あ</sup>し<sup>と</sup>也思をれけ  
ん後々までも側近き人<sup>に</sup>拵々物語られ<sup>し</sup>とま  
<sup>る</sup>俊明院御実記附録

將軍俊明公ま<sup>と</sup>若<sup>う</sup>おは<sup>し</sup>ける時吹上の庭の

田地といふ所は鴨のあさりて居る鷹を放  
とれし取得ざり<sup>し</sup>かを後<sup>に</sup>候<sup>し</sup>とる内山七  
兵衛永清御拳<sup>は</sup>善く遊を<sup>し</sup>ける鷹の羽振よ  
ろ<sup>し</sup>からを<sup>し</sup>て取得ざり<sup>し</sup>ありと申す鷹匠頭  
能勢河内守頼忠<sup>は</sup>これを聞きて七兵衛を申在所  
ま<sup>と</sup>し<sup>し</sup>から<sup>ず</sup>今の鷹<sup>は</sup>某<sup>年</sup>頃餌飼せ<sup>し</sup>も  
のあれを羽<sup>を</sup>り<sup>し</sup>隨分よろ<sup>し</sup>かり<sup>し</sup>御枝<sup>の</sup>  
いま<sup>ど</sup>至らせ<sup>ま</sup>左ねを<sup>と</sup>そと申<sup>し</sup>、かを公  
少<sup>し</sup>不興の容子あり<sup>し</sup>也が<sup>を</sup>同<sup>し</sup>庭の三角  
矢来といふ所は白鷺のおりを<sup>し</sup>由告げ<sup>ま</sup>は<sup>り</sup>



りける所ニ小納戸の人おひくく来りて告げま  
う其時又一人あわたくく走来りてもは  
何の御門火近くあり候ふ別ニ火消の人数増加  
へて馳向をたべきふと年寄共議在る由申しけ  
り公湯殿の中より声高らか言をれけるハ  
城門ハ縦ひ焼けぬとも後又造らむ何ニ障らぬ  
城下の商人等明日ハ元日よとて事繁からぬ  
かゝる災ありてさふそあわつらぬ早く火消の  
人数を増して城門をさしおきまら町屋を救  
をめふと言をれし声遠く伺候せし席まをも

聞えとりとを 俊明院御実記附録

松下隠岐守昭永といふ將軍家治公の頃年老て  
小納戸頭取を勤め直率にて又奇行ある人あり  
千住の辺へ行きてめかへさ浅草廣小路を過ぎ  
し酒樓ニ若き近習の臣の一二人妓を迎へて  
酒飲み居るを見て隠岐守物も言をてつと其  
樓へ上りたりその人々思ひかけねを大に驚き  
急ニ逃げかくしとをさしを押しめありあひ  
杯取りて数盃を傾けさて言ひけるハ今日ハ我  
もさし遊びし事あれを相互ニ慎みて人ニも

語るまどかさねてハカ、る遊興せらるまど近  
習の身もあるまどきとさなりと諫めけれを其  
人々いこく呵責られしよりも深く恐れ遂に謹  
慎の人となりしを 後明院御実記附録

原三郎兵衛親要といへるハ幕府の大番の士な  
りしが極めて堪能なる射手なり將軍家治公葛  
飾の辺へ鷹野に出でられける時御供に候成へ  
き旨命ぜらる三郎兵衛いと辱き事と思ひて従  
ふ其日召連せられ番士ハ浅草川の辺にて  
はや命ぜられハカ、て水鳥を射させ

！  
覧らるハ三郎兵衛ハいまだ何の事も有し如  
何ある故ハ人々怪しみ思ひけるハ船綾瀬  
川に近づくと頃雁の六つ七つ芦間かくれ潜ま  
りありしを將軍見とめられて三郎兵衛供の中  
に候トころハきなり彼の雁の中ハ白雁一つ見  
ゆ疾く射させよと命せらる三郎兵衛待ちまう  
けこの事なれば承りぬとて小舟におしうつり  
矢以りて射けるハ白雁の直中を射中てけき  
ハ將軍氣色殊まうはかりけり其後又水鳥  
あまゝ居しかを再び三郎兵衛に射させまう

べきまやと伺ふ者ありし彼ハ名を得る射  
手有りさきの白雁を射るありさまにて彼  
技の精妙あるまじハ人も見知るべきあり再  
して萬一射損下たらんハ彼不義名を欠くべ  
し人の美を欠かぬやうに使ふ事本意なれと  
言われしかを其由傳傳聞きて三郎兵衛ハさら  
り諸臣ありあへて感泣しとあり  
附録 俊明院  
御実記

俊明公の頃神田旅籠町に住める醫師、佐々木  
養玄といふあり或時小姓久留安藝守といふ者

殿中宿直の夜、俄に病みてけり侍医共療治加  
へしと更ニ驗あり常ニ養玄の薬を用用と申  
しけきを命ありて養玄を召さるやかて来りて  
薬を與へければ立所ニ愈えとり養玄の技人  
なぐれしと此外にも聞えけきを侍医ニあさ  
るべき由を或人竊ニ傳傳へけり養玄聞て今の  
あらはしめて官医の門に入らされを召出さる  
る事ありと一年頃の師を捨て、人を師と  
たのみ身の栄達を求めんハ本意あらをて蜂  
須賀家ニ仕へ後、名を順策と改めしとを院院俊明  
御

実記附録

俊明公の時或日俄夕立の烈かりし何某  
といひし近臣のひとり縁先に進出て空を打  
眺め居るを公覧られて彼ハ何故物思ふ  
と問ふ側の人申しけるハ彼ハ年老る親の  
候ふ貧しくして家敗をかゝる時ハ上漏り上  
湿ひてせんふとなく彼れ家ある時ハ自ら従  
者とも軒の荒間を板をさし或ハ席をあげて  
水をもらふとをさす事常の事候ふ今日  
ハ宿直して候へを家まで老る親の雨を防ぎ

て勞し候をと思ひぬ空を打眺め居り候ふ  
あると申しければ不便なる事を彼ハ家何  
程の費あるを修理せんを問ふる百金も候  
ふ十分のちのひ申す百金ハ一日遊興の費  
なりと言をれば其後窃に彼者は百金賜をり  
おれをもて家を修め親の勞を省くべしと命ぜ  
られき此外ともかく近臣は賑恤せられし事な  
らば屢ありしを  
俊明院御実記附録  
俊明公演の庭に遊をれし時駕籠昇く者その還  
らるを待つほと駕籠をおろし候る側は烟



草飲みて互に戯り居り一人その煙草の具を  
駕籠の内へ置きけるは也還らせらるゝと打驚  
かされうろたへてそのまゝに昇き出てしお途  
中よりお如何と思ひてうらひしおせん  
とある還られし後駕籠の内を探求めしさら  
と無けれを訝かしくやがて駕籠の中の茵を  
あけて見ければ其下に煙管も烟草も紙も包み  
てありきおれハその罪とあらせらんやう計ら  
ひしまひしおんとして其者窃し人よ語りて落  
涙しりしと俊明院御実記附録

將軍家治或日小納戸根来内膳に向ひ汝を隣  
誰住居を問る同役平岡藤次郎あり候ふと答ふ  
又片隣ハ誰なりかと問るおれも同役三洲縫  
殿助と答へしおれハ左右とも明暮和熟  
してよからんと言るいかにも同役の事おれ  
を公私の事共はかりあふし便りよき由申すそ  
ハ羨しき事あり我を隣いほとさふし和睦せむ通文  
もある無きとさたふさる程おれを行末  
心もよく憂ひ思へ朝暮安き心もあるしと言  
たる内膳怪しみて御隣と宣ふハいかある方を

きくたまふもや田安殿一橋殿清水殿あとの御  
事も也されどされハ正しく近き御あからひの  
事あれを御和睦ありと仰あるべきやうありと  
らに心得奉ら下と申し、我を隣といふハ唐  
土朝鮮天竺阿蘭陀其他西方いがある隣家ある  
べきも名き聞かざも尚多かるべしと言な  
れしとあり俊明院御実記附録

俊明公慈仁の心ありて能く人の苦を察せらる  
齡五十二近くてハ寐覚かちおほかどいつ  
も近侍の人々を起されず座敷の内をひとり歩

きて其起出つるを侍こる時ハ次の間近く歩  
まふもあつてもありおそれも宿直候ひけり  
小納戸あや居眠してある時ハ目覚めぬやう技  
足して過きられしとあり山王祭ハいつも炎暑  
の頃あれを神輿を拜せられ心とて吹上の物見  
所へ出でらふ然るに遽物とて妓女あとの舞曲  
を奏するを嫌われその事ある頃ハ庭を道送り  
物見所へ入られざる事と常ありしとを或時老  
女某お申し、ハ君舞曲あを嫌ひたまふハさる  
御事あれともされも一つハ下の情を通し

まふ端ともあり且常々御政事の御心を勞した  
まへを惣物あへ御覧して暫し思ひを遣り鬱を  
散すたまふともさのみ悪しきも侍るまふ折  
みふれてハ御覧もあれかハ申しけるハ炎暑  
の日ハ彼の舞曲を奏する者共さふを堪へあへ  
からめと思へを見り忍びを昔よりある祭の  
あらをハ我お代ハ當りて停むるふとありあ  
こけもをそのまハ許して行を在れと心憂く思  
へを見ざるあり見る人ハ樂しとも思へと彼お  
身とありてハさふを若くかゝらめと言をれ

七 あ 俊明院御実記附録

俊明公平生の慰みハ一日ハ絹素数百幅ハ書画  
をか、マ、時墨の乾くを待ち小姓衆取り重ぬ  
マ、折ハ長日の頃睡氣を催し過ちてその絹  
素を損せしものあり公それを覧て其書画ハ初  
より心よかあそをりきさふを破るハと言  
をれハ細ハ裂かれハとをされその罪を掩をれ  
いはからびを知られき或日画をか、れ小姓  
衆命せられて印押さんハ印肉の器をたつねけ  
れを次ハ扣へ居る繪番坊主某承りいそぎ持



来りしお取落して破きこりまれば公幼きをり  
 有徳公より賜をりし磁器をりしかをりて常  
 に秘藏ありしに因り當人ハもとより人々恐入  
 て手汗を握りけるに公其由を聞かれ怪我  
 ありしとのみ言をれとらに何の沙汰もな  
 かりしとをさばかり秘藏せられし器をれとも  
 物をもて人代へられぬ仁心いゝありありし  
 俊明院御実記附録

又狩野栄川を常ニ側ニ侍りて繪の事をあつか  
 へり親しくかれし画ニハ栄川ニ印を押させ



らりし事ありしに老後眼力衰へ或時精力を盡  
 して着色せられし画ニ過て印を倒し押しけれ  
 を栄川が恐懼ハいふまでもなく側の人々もい  
 かばと案どらばひけるに栄川年老よりその  
 みりて其後ハ近臣ニ印を押させられりしそ  
 俊明院御実記附録

公又平生の遊戯にも愼みある事なほあり  
 中ニ画の讚と詩歌と書流とをとりしも若し  
 文字の畫をあやまり仮名遣ひあとの違ひあり  
 てハ恥を後世に残をりして天明三年の春の

新

頃よりハ書画成り度々成島忠八郎和鼎を  
次ニ召一覽て誤謬を正せしめられしと  
文恭公鷹野の拵日暮の里ある浄光寺ニ也  
それて酒宴あり従ひ近臣共庭上ニ筵を打敷  
き酒肴を賜ちりぬ小納戸戸川雅三郎安恵ハ  
まご部屋住みてありけるお人の勧めかをい  
まこ十六七歳あれを強ひていあるおねえ小き  
器もて酒賜ちりしと五つ及ひぬるを公見  
られて年の程ハいと過ぎぬかやうの席を  
酒賜ちるおとハ今志付後年の年ハおとを  
言を

れハかを初め勧め一人も顔赤らぬ程過  
まご安恵ニ言をれハ也よ雅三郎不孝を  
と三度繰返一言をれけり此ニ侍り人々も  
と身ニ染みてありおとく覚えこりて  
衛門頼篤筆記

諏訪  
庄右

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is mostly obscured by a red line and the texture of the paper.



九  
一

